

## 第2回 少年矯正を考える有識者会議

日 時 平成22年2月15日（月）午後3時09分～午後5時52分

場 所 多摩少年院会議室

午後3時09分 開会

## 1. 矯正局からの報告

○事務局 施設の視察、大変お疲れさまでございました。

会議の開催の前に若干のお時間をちょうだいいたしまして、矯正局総務課長から委員の皆様  
に1点御報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○総務課長 矯正局総務課長でございます。

会議の開催前に少しお時間をいただきまして、1件だけ御報告させていただきます。

先週、大阪矯正管区から神戸地方検察庁に対しまして、特別公務員暴行凌虐の事実により、  
兵庫県加古川市に所在しております加古川学園の法務教官1名を告発するという事実がござい  
ました。

この職員は、加古川学園の専門官として在院者を指導する立場にあった者で男性の法務教官  
でございますが、およそ2年半前の平成19年9月ごろ、当時17歳の在院少年に対しまして、  
着用したズボンの中に手を差し入れて性器をさわるなどの凌虐行為をしたということでござい  
ます。

少年矯正運営の一層の適正化に向けまして、こういった有識者会議でお手を煩わせていると  
ころでございます。こういった矢先にこのような告発事案がございまして、まことに遺憾に思  
っております。取り急ぎ御報告させていただきます。

以上でございます。

○事務局 それでは、ここから第2回少年矯正を考える有識者会議へ移行させていただきたい  
と存じます。

岩井座長、よろしくお願いいいたします。

## 2. 配布資料等説明

○岩井座長 それでは、先ず配付資料の御説明をお願いいたします。

○事務局 席上に配布資料をお配りしておりますので、御確認ください。なお、不足等ござい  
ましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

以上で終わらせていただきます。

### 3. 現職法務教官からのヒアリング

○岩井座長 それでは、本日は現職の法務教官の方5名にお集まりいただきました。第一線で勤務されている方々からのヒアリングを行いたいと思います。

まずヒアリングを始めます前に、本日お越しいただきました各教官の皆様からの自己紹介をお願いしたいと存じます。こちらからよろしいですか。

○多摩少年院職員 どうも皆様、初めまして。私はちょうど在職19年目ということで、間もなく3月をもって19年目が終了いたします。少年たちと接する機会の多い現場、当直交代制ではありますが、一緒に衣食住ということで、寝泊まり等をしながらずっと勤務をさせていただいております。

日中は現在は農耕科というところで子どもたちと野菜づくり、そういったことを指導する役目をいただいております。よろしく願いいたします。

○多摩少年院職員 私は、多摩少年院の教育部門で勤務していますけれども、拝命が平成7年の4月になりますので、今年で14年目が終わろうとしております。拝命から8年間、集団寮のほうの現場の職員として勤務させていただきました。9年目から企画調整業務で主に主任の仕事させていただいています。現在では多摩少年院の生活指導を担当しています。

日ごろ少年と接する機会が非常に多いので、この会議でいろいろなことが話し合われるということなので期待をして楽しみにしております。よろしく願いいたします。

○榛名女子学園職員 私は、榛名女子学園で25年以上勤務しておりますが、現在は単独寮の主任という立場で仕事をさせていただいています。

単独寮というのは入院間もない不安定な少年ですとか、あとは規律違反を繰り返す少年ですとか、集団生活が全く送れずに単独室で生活している少年ですとか、そのような問題性の高い少年を預かっている寮を担当しています。

女子少年について持っていたイメージが、少しでも変わっていただけたらと思って今日は参加させていただいています。よろしく願いいたします。

○愛光女子学園職員 愛光女子学園から参りました。私は3年目の職員として、現在は、庶務課で勤務しています。それまでは2年間教育部門のほうで勤務していました。

最近よく思うことは、矯正教育の結果というか効果というのは、彼らが社会に出てからがす

ごく問われているんだというふうな認識を持っています。勤務をしていると、どうしても内部での成績評価とかそういうものに目が行きがちなんですけれども、出てから彼らがどうなるのかということにとっても関心を持って勤務しております。

今日は外部の方々から見た少年院というのを、どういうふうにとらえられているのかということ積極的に聞きたいと思っております。よろしくをお願いします。

○神奈川医療少年院職員 私は、平成9年に拝命で今12年目です。ずっと12年間現場で、寮で泊まってきています。今は中間期寮といって集団寮ですけども、神奈川の中でも最も知的に低い子たちを集めた寮の主任をやっています。

日中は、12年のほとんど少年院の中での新入時教育を担当していて、今は主任からおりていますけれども、係としてやっています。今日はよろしくをお願いします。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

では、ヒアリングに入ります。

このヒアリングは、特に制約はございませんし、ふだんなかなか現場の方々の生の声をお聞きする機会もございませんので、積極的に意見を御提示していただければと考えております。

また、教官の方々におかれましては、日ごろ御苦勞されている点や課題とされていることなどを、積極的に述べていただければと思います。

それでは、まず私から質問をさせていただきますが、実務の中で苦勞することとか困難なこと、そんなことばかりかと思うんですけども、改善すべき点など、特に人的や物的な側面で問題と感じているようなことがあれば、それぞれお答えいただければというふうに思います。

○多摩少年院職員 座ったままでよろしいですか。

○岩井座長 はい。

○多摩少年院職員 今座長が代弁してくださいました。まさに当然といえば当然忙しいといたしますか、教育の現場ですのでなかなか結果がすぐに出ないという取り組みといたしますか、そういうものだと感じております。

とはいえ、私たちの置かれている立場、いわゆる公務員という立場で当然その使命もあるんですが、実際の日常で言えばいわゆる9時から5時ではない。セブンイレブンじゃありませんが、朝7時から夜11時まで見たいな、そうやって子どもたちといろいろと起こる諸事情のことで、あるいは事務的なことも含めてたくさん先生方が、特にうちの多摩少年院はそういう施設であります。私は多摩少年院しか勤務しておりませんので、他施設の皆さんのまた違う角度での御苦勞はなかなか見えませんが、この多摩少年院では幹部の皆さんも含めて本当にセ

ブンイレブン状態のような気がしております。

随分と時間をかけなければ、あるいは残業しなければできないというような部分で言えば、本当にまさに人的な、座長が最初におっしゃられました、まさに人的な数がもしあれば、ひょっとしたら、それは時としてそれが裏目に出ることもありますけれども、人が多ければ、能率が上がるのかといったらまた別問題かもしれませんが、実際は現場にいますと、もう少し子どもたちとかかわる機会が、もう1人でいいからいたらというようなことを感じていたりもしました。

私はそんなふうに思っています。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

○多摩少年院職員 私は教育部門の事務のほうをやらせていただいているのですが、現場ではやはり少年とのかかわる時間というものを、なかなかとれないというところで今お話がありましたけれども、私は企画調整という仕事をさせていただいているので、主に少年の日課であるとか、あとは行事活動の運営だとか、そういうアウトライン的なことをやらせていただいているんですけども、なかなかゆとりが持てないので、いろいろ国の施策もありますし、やらなくてはいけないことがたくさんありますので、なかなか日課を組んでいくということがやっぱり難しいというところがあります。

私がいつも気をつけているのは、当院の場合は集団生活をベースとした少年院ですので、やはり集団がきちっと更生的な風土になっていないと、なかなか更生というものに結びついていけないので、やはり現場の先生方がゆとりを持って少年と接せられるような環境づくりというところでは、いつも神経をすり減らしているところはあります。

皆さんも御存じでしょうけれども、少年の教育活動というのはすごく時間と労力を要するもので、逆に時間と労力をかけないといい仕事がなかなかできないので、なかなか時間どおりにてきばきと進んでいくものではありませんし、少年の心の変化みたいなものはすぐに現れるものではないので、やはり相当時間をかけて、じっくりと膝を突き合わせてやっていかないとけないかなというところ です。

苦労というか、それが仕事だと思ってやっているのでそんなに苦労というふうに感じてはいないんですけれども、やはり少年の教育活動というのはすごく時間と労力を要するなということとは日々感じています。

以上です。

○岩井座長 ありがとうございます。

○榛名女子学園職員 私のところは、女子少年院の中でも非行性が高く問題性が高く家庭環境も悪いという少年をたくさん抱えています。

皆さん女子少年院といいますと、愛想よくあいさつして、職員が何か指示をすれば指示に従って、授業はまじめに聞いて、家族からも早く帰っておいでと面会で優しく声をかけられるというようなイメージがおありの方もいらっしゃるかもしれませんが、そんなことは全くありません。確かにそういう生徒中にはいますが、特にうちの場合には、家庭環境が劣悪で家に帰れない生徒も年間2割、3割とおりますし、帰る時期が来ても帰るところが決まらずに、結局出院を延び延びにするような生徒も何人も出てきます。

最近特に増えているのは、精神疾患を持っている少年が特に増えているので、薬物依存症で精神科の薬を大量に服薬しながら何とか処遇している少年ですとか、PTSDですとか、対人恐怖ですとか、ひきこもりですとか、摂食障害ですとか、本来でしたら、精神病院に入院するような重篤な少年ですとか、医療少年院で処遇して医療措置が終了してから一般少年院でという処遇が相当な少年ですとか、そういう少年もかなり抱えています。

結局、そういう少年は集団生活がなかなか送れないですし、規律違反も繰り返すこともあり、対人関係もなかなか築けないので、当然処遇に相当な力を注ぐことになります。何か月も単独寮にずっと収容する少年ですとか、在院期間中のほとんどを単独寮から出られないといったような少年も何人もいる状態です。

その中で規律違反がかなり起こるんですが、それも泣き叫んだりですとか、暴れ回ったりですとか、職員に暴行を加えたりですとか、自分自身を傷つけたりですとか、そういう少年もかなり多いです。そういう場合には、その少年に対し、何人も職員の手が必要ですし、そうなることで、ほかの少年への処遇が行き届かないということにもなり、結局、先ほど、運営の話が出ましたけれども、計画した日課も、職員の人数が足りずに結局授業を取りやめて集合して学習をさせるような状況になったりですとか、やむを得ずビデオ視聴をさせて1日しのいだりといった状況になることも時々あり、ほかのきちんと処遇を受けなければならない、本来ならば授業を受けられる少年の日課にまで支障を来たす状況も珍しくありません。

このような中、職員に対する、少年への人権問題も叫ばれており、少年のほうから罵詈雑言のような言葉を浴びせられても、職員のほうはそれに対して常に冷静に対応しなければなりませんので、職員の精神的なストレスですとか肉体的な疲労は常に高い状態です。当直勤務で次の日の朝に帰る職員ですとか、昼に帰れる職員ですとか、そういう職員も結局は居残りをして少年に指導をしたりとか、面接をしたりとか、課題をつくったり、そういうことをしなければ

指導に手が回らないので、結局、夕方まで残ったり夜まで残ったり、本当にセブンイレブン、女子少年といえどもセブンイレブンのような状態が続いています。

そのような状態の中で、拝命1年目の職員であっても第一線で少年を相手に指導しなければならないというなかなか大変な中で、職員の一人一人が苦勞しながら頑張っている状態です。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

○愛光女子学園職員 困難な点は、専門性を身につけることが難しいというのが挙げられると思います。やはりほかの先生方がおっしゃっていたように人的な余裕がないというか、私の施設ですと、内部異動が激しくて、教育で一、二年ですぐ庶務に異動とかなって、1年間教育で経験してきたものを、次はもうちょっと本とか読んで勉強してつなげようと思っても、そこで異動があるとなかなかそれが次につながらないというのが1点と、あとは配置的なもので、先輩職員とかの授業とかを見学したいという希望はあるんですが、ほかの事務作業などに追われてしまって、そういった時間がとれない。あと面接技法についても正直各職員に委ねられていて、寮だとか施設で共通した面接の在り方というものも検討する時間的ゆとりがないと思います。

それで、若手職員からすれば自分自身の経験が浅いがために、こういった指導はどうなんだろうかという疑問点がいろいろあるんですが、なかなかそれを組織として、あるいはケース検討といった体制で話し合う場面が少ないというのにはちょっと問題を感じています。

また、これも専門性と関係することなんですが、今、鑑別所と少年院の連携が重要だと言われているんですが、鑑別所で書かれたレポートを心理検査結果といったその詳細まで読むだけのスキルが若手職員にどのくらい身につけているのかという疑問があったり、技官が心理療法的なかわりが必要だと書かれたものに対して、教官のスキルとして心理療法的なものを生かせるだけの専門性を身につけている職員がそう多くはないのが現実で、そのような中で処遇が行われているということについて困難だと思いますし、もし学校のように教務職員と事務官みみたいな形で分業ができていれば、もう少し違った形になるのではないかと最近思っています。

以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

○神奈川医療少年院職員 神奈川医療少年院は、少年院の中でも養護学校的な雰囲気少年院とよく言われていて、子どもたちも一見すると非常にかわいくて愛想がいいです。ただ、その子どもたちを集団にしてずっと指導していくとなると、私も最初は「この子どもたちはかわいいな」と思っていたんですけども、ところが、かなりの労力を要し、非常に難しいなというのを実

感しています。

1つの集団の中にIQが30台とか40台の少年と、100以上もある少年も集団の中に抱えており、片やトイレトレーニングとか衣類の畳み方とか、そういう生活指導中心とならざるを得ない少年の一方で、能力の高い少年にはしょく罪指導をしていかなきゃいけないとか、神奈川医療少年院は集団処遇が中心なんですけれども、非常に難しいなというのが実感としてあります。

数年前、処遇が非常に難しい少年が3人いまして、その3人が単独寮という1人部屋で3人同時に騒ぎ立てて騒擾状態となったことがあったんですけれども、そのときはその集団の中で何か問題があっても単独寮に入れられなくて、結局、集団寮自体の規律も落ちていくということがありました。そのときはやはり現場職員の疲労はかなりすごかったと思いますし、そういうときにやっぱりちょっとしたミスが起きたりとか、それでミスが起きると職員が幹部に指導されたりとかということで、1つ問題が起きてボタンのかけ違いが起こると、ずるずると問題が起きてしまうような印象は、私は数年前に体験しています。

あとやはり職員の数が足りません。日課があるんですけれども、すれすれの状態でやっているため、事務室にはだれもいなくなっちゃうというような状態です。それが今日だけではなくて日常茶飯事です。ですから、やっぱり限られた時間の中ではできない仕事が多く、非番とか週休とかを返上して仕事をする。この仕事は使命だと思うので仕方がないとは思うんですけれども、それにしても現場の人が足りないというのが率直な印象です。

以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

皆さん何か御質問がありましたらどうぞ。

○毛利委員 4点伺います。

まず法務教官になられた動機。

それから、拝命されて少年院に行かれるまでに受けた研修。

そして、いざ少年院に行ったときの、そのときに感じたこと。多分難しさとかそういうことだと思うんですが。

4点目はまた後で、問題が核心に迫ってから聞きます。

どちらからでも。

○多摩少年院職員 動機と伺いますか、個人事に私はどうしてもなってしまいますけれども、これは子どもたちにもよく聞かれます。「先生は何で先生になったの」とかとよく聞かれるこ

とです。子どもたちにも月並みに答えていることで、個人事というか、自分の深い部分は割愛させていただきますけれども、私は実を言うと二十歳のときに事故を起こしています。その事故を契機に随分周りの方たちに助けていただいたという、そのお1人の方にいろいろ恩返しをしたいという気持ち。

また、学生時代に少し自分としては大きな挫折がありましたので、そこでまた支えていただいた先生、あと大学に行かせていただいたので、そこで知り合った教授、そういった出会いの中で、ちょうど法務教官採用試験というものが、人事院から新たに大きく広報されたときでしたので、受けてみないかということで、私は大学の専門は福祉でしたので、児童養護施設や当時の教護院への研修といいますか、宿泊訓練とかに行かせていただく機会があって、リンクしたというわけではありませんけれども、私としての動機としては、何か人に自分がしていただいたことへの恩返しをしたいという、20代前半のまだ右も左もわからないところで、ちょっと生意気にそういうことを覚えたのが動機です。流れの中で大学での専門としては、福祉に携わることをずっと教えていただいていたので、そういった流れでこの仕事に就かせていただきました。

この仕事に就いたら、初等科研修という私たち教官としての専門的な、これは命令ですが、すぐに拝命と同時に、私は3月22日拝命でしたけれども、4月6日から研修に行けという指示を受けまして、私はすぐに約77日間の集合研修に、これは法務省の研修所で行っております。それに行かせていただいたというのが経緯でございます。

3つ目は、少年院に行ったときの難しさでございましたか。

○毛利委員 イメージです。少年院の現実を知ったときにどう思ったか。

○多摩少年院職員 これは正直に申しまして、私は平成3年3月22日拝命ですが、その研修に行くまでの約2週間、それと研修から帰ってきた6月下旬の多摩少年院は、惨たんたる状況でした。完全に集団処遇の機能が麻痺しているような状態で、テレビに出てくる本当に荒れ果てた状況でして、少年の言葉遣い、服装、態度、本当にここが少年院かと思うような部分では非常に、でも、そういうものだというふうにとどこかで思っていたイメージもあったのですが、私は最初そういうものだ、こうやって先生たちと子どもたちがガチガチやり合って、子どもらが平気にふてくされて物をぶっ飛ばしたり物をぶん投げたりするのが少年院だという、学校教育の何か熱い部分の延長だというふうに思っておりましたが、それは実を言うと全然大きな勘違いで、本当はこうじゃないということを先輩たちに教わりながらなるほどと、本当の少年院の役目はこうじゃないと、もっとこうしなきゃいけないというような形で、最初に受けた印

象はそういうイメージであったことを覚えております。

以上です。

○多摩少年院職員 私が法務教官になった動機ですけれども、余りプライベートなことなのであれなんですけれども、家庭環境が、自分としては余りいい家庭環境で育ってこなかったという思いが小さいころはあって、やはり経済的にも余りゆとりがなく、むしろ貧しい家庭で、父親と母親も常にけんかばかりというような状態で、父親は途中で体を壊して身体障害者みたいになってしまって、結局57で死んだんですけれども、常に家庭の輪はないような状態でずっと育ってきたので、自分で奨学金をもらって大学に行ったりとかしていたんですけれども、やっぱりその中で、大人になっていろいろな人からアドバイスをいただいて、家庭環境とかそういうことではなくて、大人になったら自分の人生なんだから、自分できちっとシフトチェンジをしてやっていけというようなアドバイスをいただいたことがあって、結局、法務教官になるわけですけれども、やはり家庭環境がよくなって、お父さんとかお母さんとかの仲が悪かったりとか、また、貧しかったりとかという子がたくさんいるんですけれども、私もそういう生い立ちを持っていて、だけれども、非行少年にはならなかったよと、楽しい人生を送れるよということを、教えるとかというよりは一緒に考えられればいいかなと思ってなりました。ほかにいろいろ動機はあったんですけれども、主にそういうのが動機です。

研修については、法務教官になって1年目、2年目に集合研修に参加させていただいています。

実際に少年院の現場に平成7年の4月から研修に入って、実際に入ったのは8月ぐらいから当直勤務を始めるんですけれども、私が拝命したときには、いわゆる更生的風土は整っているような状態でした、要は先輩方が一生懸命頑張って立て直して安定した状態だったので、むしろ逆に「みんなくりくり坊主でかわいいな」というような印象を一番最初には持ちました。ただ、実際に個々の少年に話をしてみると、やっぱり問題は深刻なので、なかなかすぐに答えが出るようなことではなくて苦勞もあったんですけれども、私はかわいいというような印象を率直に持ちました。

それから14年間、波はやっぱりあるんですけれども、一番初めに入ったときに少年のくりくり坊主ときらきらした目と、やっぱりそれが印象に強く残っているので、常にそこに戻っていくので、言うことを聞かなかったり荒れ狂ったりする子も中にはやっぱりいるんですけれども、何かそこに戻れるようなところがある。私はちょっと幸せな法務教官の人生のスタートだったかなというふうには思っています。なので、かわいいという印象が残りました。

以上です。

○榛名女子学園職員 私は大学るとき、教育学部で教員を目指していたんですけども、普通の小学校・中学校ではなくて、ちょっと違う視点から子どもと接したいなということでこの道を選びました。

拝命以前の研修というのは、基本的に多分どなたも受けていないと思いますが、私も拝命1年目に最初に集合研修を受けました。

拝命当時の印象というのは、多分ほかの先生方も拝命のときには、少年院というと少年がおとなしく座っていて「覚せい剤とは何でいけないのか」とか、「どうして人を傷つけてはいけないのか」とか、学校の授業のように落ちついて少年に指導できて、少年も職員の指導をきちんと聞いてくれる、自分の指導を聞いてもらえるというようなイメージで入ってくる先生方も多いと思うんですけども、まずそういう人の話を聞く姿勢を持たせたりとか、きちんと座っていられる状態にしたりですとか、言葉遣いから身支度から整えたりですとか、授業に臨む以前の指導からしなければならぬ少年が本当に多いので、かなり高い理想を持って法務教官を拝命して理想ばかり追っていると挫折してしまうかなという。結局現実はそのようなものではなく、ただ、その現実の中でやっていくのが自分の仕事だなと思って、少年への愛情が減るとかそういうことではないですが、理想だけ追っているのは法務教官は務まらないなというのは感じました。

以上です。

○愛光女子学園職員 動機は、私の妹に知的障害があって、それから、一緒に生活する中でいろいろ思うところがあって、障害児教育を専攻しました。その後、ここに就職する前に、民間の発達障害のある子のための学習支援を行っていました。そのときにLD協会主催の研修があったんですけども、そこで今回逮捕されてしまった向井さんが研修の講義を持っていただいて、そこでの認知行動療法と少年院での教育の取り組みというのに大変興味を持って、少年院の教育に携わりたいと思って試験を受けました。

研修歴は、1年目の基礎科研修のみです。

3番目の少年院に行って感じたことというのは、当初、保安的なことを考えることなく教育活動が仕事なんだという気持ちで夢を持っていたんですけども、まず最初にかぎを渡されたときの拒絶感というか、子どもを閉じ込めているんじゃないかとか、保安業務に対する嫌悪感みたいなものを、頭ではなくて何か感覚的に感じました。あとは私も比較的普通に育ってきたんですけども、少年たちの成育歴を見ると全く自分とは別世界に住んでいるというか、全く

立っている立場が違うんだなということを実感させられて、もし自分が彼女たちの立場だったらば多分生きていなくて自殺していただろうとか、そういうことを思うと、とてもかわいそうだなという印象を持ちました。

以上です。

○神奈川医療少年院職員 動機ですが、率直に言うと私は最初、法務教官にはならない予定でいて、田舎から東京に2つ公務員の試験を受けに来て、家庭裁判所の調査官になりたくてずっと勉強していて、その前日に試験があったので受ただけなんです。家庭裁判所のほうがだめで法務教官のほうは拾っていただけなので、本当に最初は1年でやめて、また調査官を受けようと思っていて、そういうことを言いながら私は1年目の研修を受けました。

しかし、当時私が拝命したとき単独寮にいたんですけれども、単独寮の1人の子と交換ノートみたいなのをやっていて、この子が出院するまではとりあえずこの仕事をやろうと思って続けているうちに、仕事をしながら勉強するということはとても無理だったので、自然と勉強はやめてこの仕事に入ってしまったような気がします。その子が出院した後も、また新しい子でこの子が出院するまでというような繰り返しで12年間来ているような気がします。

それから、拝命前に受けた研修は僕もありません。この世界に入ってから集合研修を受けただけです。

あとは少年院に最初に行ったときの感想ですけれども、初めは刑務所と少年院の違いがわからなかったので、ドラマに出てくる刑務所みたいなイメージを持っていたんですけれども、神奈川医療少年院を見て全然ここは違うなと思って、最初からここはちょっと違うんだよということは言われていたんですけれども、すごく先生と少年の距離が近くて何か学校みたいでいいなというふうに、ここの子たちは確かに一見かわいいなという印象を持ったのを覚えています。ただかかわっていくうちにその中のどろどろしたものが見えてきて、とても大変な現場だなということは思いました。

以上です。

○岩井座長 ありがとうございます。

ほかに何か。

影山委員。

○影山委員 ベテランの先生方が多いように思うので、御自身の経験の中で、少年院に入ってくる子どもたちの資質とか、あるいは持っている背景などに変化を感じることはありますでしょうか。その点をお聞きしたいんですが。

○岩井座長 何かかなり処遇困難な人が増えてきているというようなことを、ちょっとおっしゃいましたけれども。

○榛名女子学園職員 女子特有の問題もありますけれども、例えば家庭の中、虐待を受けている人も増えていきますよね。虐待の中には当然家族から、親や兄弟からの性的虐待を受けている子も当然増えています。

また、先ほどもお話ししましたが、精神疾患を抱えている子が増えています。精神疾患を抱えていて、本来でしたらば医療少年院のほうできちんと専門的な医療を施して、医療措置が済んで一般少年院で教育が可能ですよという段階になってから一般少年院のほうに来たら、どんなに指導がしやすいだろうと思うことも日々ですし、また、榛名女子学園で処遇する中で、この子は医療少年院のほうに一たん移送して、医療措置が終わったらまた送り返してほしいというような少年もかなりいますが、それがなかなか医療少年院の数も限られていますし、そのあたりがなかなか難しく、結局榛名の一般少年院のほうで抱える結果になることもふえています。

あとは女子少年院といえども粗暴な傾向の子もかなり増えていますので、物は壊す、物は殴る、そういう少年も中にはいて、そういう少年が繰り返しそういうような規律違反を起こしています。

数年前に榛名女子学園では保護室と静穏室という特別な部屋をつくっていただきましたので、大声を張り上げて単独寮の中でもとても処遇できない子を静穏室に一時入れたりですとか、自殺するおそれがあるような少年を保護室に一時入れたりですとか、そういうことができるようになりましたが、それができるようになる前は、結局そういう人も単独寮の中で処遇しなければいけないので、ほかの少年の生活も確保してあげられないという状態が続きました。

そういう暴れたり、自殺未遂のようなことを繰り返す少年ではなくても、結局は精神的に不安定な少年がとて増えているので、1人の少年がそういう状態になると、あの少年もこの少年もというように大声を張り上げたりですとか、また、不安定な子はそういうほかの少年の声で不安になって、自分で自分を傷つける自傷をしていたりですとか、1人がそういう状態になると、あっちでもこっちでもというようになって、単独寮全体がそういうような状態になって、処遇できるような状態ではない状況になることもよくありましたし、そうすると、本来単独寮に収容したい少年を収容できずに集団寮のほうで面倒を見てもらうようになるので、そうすると今度は集団寮のほうも落ち着かなくなって、結局全体の処遇が回らないというような状態になったこともありました。

静穏室や保護室というのをつくっていただいたので、多少その点が一時的には抑えられるようにはなりましたがけれども、保護室の中でも暴れて保護室自体を壊すような少年もいて、そうしますと保護室を修理する間にほかの子を入れられないので、ほかの子を何とか抑えるような状況も続いています。

今度、保護室をまた増やして建ててもらえる予算がついたような話も聞いているので、その点では少し緩和するかなという気持ちはありますが、基本的には少年の質が良くなるわけではないので、そういうような状態はこれからも続くと思っています。

また、精神疾患などを抱えていなくても、集団生活ができない少年が増えています。ひきこもりでできない少年もいますし、対人恐怖でできない少年もいますし、あとは人間関係が築けない少年もいます。どこか授業に出ればトラブルを起こして帰ってきたり、授業の途中でほかの子の何か物音に反応して授業に座っていられなくて、単独寮に早目に帰ってきてしまう少年ですとか、そういう少年も何人もいますので、普通の少年と精神疾患の少年の境界域の少年もかなり増えているのが現状だと思います。

○岩井座長 女子が特に過剰収容というふうな状況ではないんですか。

○榛名女子学園職員 現在は、榛名女子学園は、定員が130名のところを75、6名です。数字の面からいけば過剰収容ではありませんが、定員の130名というのは、単独寮も全部含めてです。結局、75、6名いて、1人の職員が少年五、六名程度を担当している状況でも、実際は手いっぱい状況で、その中に処遇が困難な少年が1人、2人いれば、ほかの生徒にはなかなか処遇の手が行き届かないという現状だと思います。

○影山委員 榛名には、精神科の先生は常駐はされているんでしょうか。

○榛名女子学園職員 精神科の医師は2名いますが、常駐ではなくて群大病院のほうから派遣されていて月に二、三回、2人の職員も合わせて二、三回程度診察に来ていただきますが、精神病院に入院するような薬を飲んでいる少年もかなりいますので、そういうときには電話連絡をして指示をもらったりですとか、かなり医務課の看護師の職員ですとか、あと医務課医師の負担もかなり増えているのが現状です。

○影山委員 投薬治療を受けている少年はかなり多くなっていますか。

○榛名女子学園職員 今、75、6名いるんですけれども、多分、20名くらいはいます。その中には毎食一度に5錠も6錠の薬を飲んでいるような少年もかなりおりますし、タオルを首に巻いて自殺未遂を繰り返していて、もうこうなったら寝かせるしかないと言われている生徒ですとか、本当にひどい保護室ができないときには暴れてしょうがない少年は、精神科の医師

に来てもらって注射を打ってもらったりですとか、そのようなこともありました。

○影山委員 男子のほうはどうなんですか。

○多摩少年院職員 そんなに質的な変化というのは、私は多摩少年院しか経験がないので質的な変化というのは余り感じないです。ですから、拝命したときと今と少年の質が変わったかという、そんなに変わっていないですけれども、むしろ我々の指導スタイルであるとか社会の環境とか、そういうものが変わってきて、拝命した当時はどちらかという、男子施設なので元気のいい指導というのか、言い方は悪いですがけれども、何かちょっと雑な感じの対応をしたりとかということはありませんけれども、だんだん年々そういうことがなくなってきて、今はやっぱり丁寧にとか、あとは言葉遣いにしてもきちんと意識をして我々も指導していくので、その当時というか、私が入ったときには何かすごく元気な子がたくさん、暴走族をやっていて生きのいい子がたくさんいたような記憶はあるんですけれども、今も生きのいい子はたくさんいるんですけれども、やっぱりこちらが言葉遣いをきちんと丁寧にして対応を誠実にきちっとすると、そんなに粗暴性は出てこないの、私が拝命した当時もそのくらい丁寧いきちっとやっていれば、そんなに粗暴性が表に出てくるようなところはなかったのかなと感じます。

○影山委員 やった事件はかなり粗暴的な事件であっても、1人にしてしまうとすごく何か意欲がないというか、何をやりたいのかわからなかったり、余り人と話すのが好きじゃなかったりとか、どっちかという放っておくと余り元気が出てこないような、そんなお子さんがもしかしてふえてきたかなという気もしているんですが、そういう印象はないですか。

○多摩少年院職員 プロフィールだとかやった事件とかを見てすごい子だなと思って、一番最初、単独室に入るんですけれども、泣いていたりすることが多いので、男の子はすごいよく泣くので、ちょっと拍子抜けしてしまう。「泣くぐらいだったらおまえ、やるなよ」というような感情を持つときはありますけれども、それも昔もそうだったので今始まったことではないので、だから1人にしてしまうと本当に何もできないという子が多いという印象はありますけれども、そんなに質的に変化しているというふうには感じないです。

○岩井座長 徳地委員、どうぞ。

○徳地委員 先ほど生徒の中には自殺未遂とか精神疾患等で、本来ですと集団処遇するところを個別対応をしなければならぬということで、やっぱり少ない職員の中で処遇せざるを得ないということを伺ったんですが、具体的にそういう自殺未遂とか、それから投薬が非常に重篤な場合とか、医療少年院があるんですから処遇変更というのはできないんですか。

○榛名女子学園職員 それはできればやりたいところですがけれども、でも、医療少年院の数は

本当に少ないですし、人数も当然限られていますので、なかなかそのあたりは、こちらが思うようになかなかうまくはいかないというのが現状で、移送できなければ榛名女子学園で一般少年院で指導するしかありませんので、ということです。

○徳地委員 私自身もずっと児童自立支援施設、男子、女子いたもので、また、直接処遇したことがある経験から、そうして職員が疲弊してストレスがたまっている状態で仕事をやっても、決していい仕事ができないかと思うんです。

何かいい方法を講じなければ職員が本来の仕事ができなくて、そういう感じでずっといたんですけれども、特に我々の施設の場合なんかは夫婦で子どもたちを処遇しなければならない勤務体制なので、なかなかストレスが溜まって発散する場所がないんですね。

つい先般も有休の話をお伺いしたんですが、法務教官の場合は年間を通して10日も取れない。取っても5日か6日だと思うんですけれども、実際私なんかも同じようなことでやっていたもので法務教官の現場のことはよくわかりますし、私も現場を離れまして5年近くになってしまったもので、離れたらなおさらいろいろなことが問題点が目につきましたもので、この辺をちょっとお話を伺いたいわけです。

○榛名女子学園職員 私個人の意見ではありますが、医療少年院の数を増やすとか、収容定員を増やすとか、医療少年院の職員を増やすとか、それしかないのではないかと、それは必要だろうと私は思っています。

女子の場合には、本当に女子の職員の方は皆さん、男子の職員の方もそうですけれども、特にまじめですし、情熱を持って法務教官になって入ってきていますし、少年が本当に面接をしてほしがるというか、本当に担任の先生を取りっこのように面接をしてほしがるので、本当に処遇困難な子が多く、本来かけるべき時間やエネルギーをこうした少年に多く費やさねばならないことが、かなりマイナスだなというふうには思っています。

○廣瀬委員 今おっしゃっていたような変化というのは、徐々にでしようけれども、いつぐらいから顕著になった感じでしょうか。

実は僕は、前橋家裁に勤務していたことがあって榛名女子学園にも何度かお邪魔しているんですが、何人か少年院送致していますから責任もあるのかもしれないんですけれども、実感的な感じでいいんですが。

さっき数年前に施設を、保護室をつくったとかというような話がありましたけれども、その前ぐらいということですか、ひどくなったのは。

○榛名女子学園職員 精神疾患の人についてもここ数年特に増えているかなというのがありま

すし、虐待や粗暴の人については最近と言うにはちょっと、10年前ごろからという最近と言えるかどうかわかりませんが、増えていますね。

○毛利委員　そういうお話を伺うと、例えば少年は犯罪を犯して少年審判が来るわけですが、実は本当に必要なのは治療で、教育じゃないのに治療が必要な人を、教育の名目で少年院に入れているという可能性があるとは思いませんか。

○榛名女子学園職員　いや、そうは思いませんが、教育をする前段階として治療が必要な生徒が増えているということだと思います。

○市川委員　先ほどの影山委員の御質問にも関連しますが、医療や教育は、この10年間で子どもさんの質が変わってきたので、対応を大幅に変えなければいけないという状況です。

そうすると、少年院に来ている方が変わっていないとはとても思えません。例えば暴走族みたいな集団で行動をとる人が減ってきて、単独で行動する方が増えています。先ほどの「単独寮のほうがいい」という子どもさんがいるという話と同じかもしれません。明らかにそういう方が増えてきて、「対応を変えなくてはならない」と、教育関係者が大々的に言い始めている状況です。

私は「変わってきているという印象がある」と思って聞いていましたが、「そうではない」というので、びっくりしました。そうだとすると、教官が対応をうまく変えているのかもしれませんが、教官が非常にストレスフルだろうなと思いました。

それから、病気が病気ではないかの境目の人が増えてきているということも今一般的に言われています。日常社会でもお薬を飲んで社会生活を送っている人はいるわけですから、飲んでいて悪いということではありません。僕は、「病気が病気でないか」の境目はボーダーレスになってきていると思います。

私は子どもさんの精神科で働いていますが、行為障害は内容はほとんど司法が関係するような内容で、こういう方も医療に来るようになっていきます。そうすると、どこが境目なのかが一段と分からなくなります。医療少年院にうちの職員が行くと、「似たような子どもがいる」という話もありますし、逆に見学に来ていただくと「似た方がいますね」という話を聞きますので、その境目ははっきりしません。そのあたりをもっと緊密に連携していかなきゃいけない時代が来ていると思います。

逆に言えば、少年院ではもっと医療的な側面も増やしていかないと、難しいのではないかと思います。私たちも医療の現場にいますけれども、そういう視点を今後持たないと、ますます現場の職員はストレスフルになってしまうという気がしておりました。

○本田委員 質問ではなく、今の市川先生のに関連して院内の少年の様子からの感想です。多分、少年は変わってきているのだと思います。多摩の先生が「少年たちが昔と比べても変わっていない」とお感じになっているのは、多分最初にかなり細かいプログラムで、丁寧に導入されているために処遇の途中でお会いになると普通に発達しているように見えるのではないのでしょうか。もし、そういうものがなければ、心身の動きがばらばらになっちゃう方たちがここでは救われているなという印象を持ったんです。例えばどういうことかという、バーナー作業のところでも姿勢が非常に悪い人が何人かいたんです。バーナーを当てながら下を向いて作業しているのに、我々が入ったらすぐにこっちを見て、次々反応がでた方もあれば、予期しない刺激があっても作業を続けられたり、姿勢も保ってやれている方もいました。姿勢保持ができない方には、教官がそばについて、きちっと姿勢から直して下さっている。どこを集中すればいいのかということ、具体的に示しながらやっていました。微妙な矯正の部分、例えば体からの矯正、集中するにはどこに注視したらいいかなどを集団に入る前段階で丁寧に教えておられるのだらうと思います。

特にそれを感じたのが体育のところでした。初めて入った方たちと後の方たちとは、どこが違うかなと見ていましたら、入所したてのグループ方たちはまっすぐ歩けていませんでした。手足の動きも非常にぎこちないし、この子たちは感覚統合、手足の協調で障害があるんじゃないかと思えるくらいに方向転換ですんなり回れない、真っすぐ立てない、そういう非常に基本的なところを丁寧に指導して下さっていますよね。あれは多分、発達障害のプログラムとかということではないと思うんですけれども、多摩では集団に入る前段階のスマールステップが1つあるんだなと思いました。だから中期の体育プログラムにいた方たちは、前や横の人と動きを合わせることができているんです。

実は変わっている部分があるんだけど、集団に乗せる前の段階でこちらの場合にはうまくプログラムができているのかなと思いました。だから、先生方には変わっていないように感じられるのかなと。

こういう丁寧な導入段階がないと、子どもたちは荒れます。学校でも全体の発達を促すためにソーシャルスキル教育や、アンガーコントロールをしましょうとか、体のコントロールの発達が遅れている方は、少し個別をやってから集団に入れましょうというふうになっているところでは、学級が安定しているので、そんなに個別処遇は必要ないんです。

一方、できてあたり前的にスマールステップを踏まないと、1人が騒ぎ始めたら一気に3人、4人と増えます。周囲も育っていないので、良いほうにも悪いほうにもすぐに影響を受けてし

まうのです。

ですからやっぱり、発達の遅れや情緒不安定などから個別処遇が必要だという方に対しては、別途の準備段階を準備しないと、通常の集団の処遇に乗りにくいという方たちが増えているんだろうなという印象は受けました。

○岩井座長 何かほかに質問されたい方。

○影山委員 問題行動を起こすお子さん、あるいは場合によっては教官の取り扱いをする。教官が問題行動を起こしたお子さんに対して対処していると、「私のほうも向いてよ」ということでわざと何かやってみるとか、そうやって相乗効果でかなり大変な思いになったときに、あるいは罵詈雑言、あるいは暴力的なことを教官に対して向けてくるようなお子さんがいたときに、自分はどんなふうに対処したらいいんだろうか、このやり方で合っているんだろうか、いろいろとその場その場、現場で迷われるような場面がきっとあるのではないかと思うんだけど、そういう場合にはどういうふうにサポートしていただけるような体制があるんでしょうか。

○多摩少年院職員 当院の場合は、5つの集団寮があって6人のスタッフでやっています。6人のスタッフの構成として若い職員もいますし、ベテランの職員もいますし、6人で連携をとりながらやっていますので、もし万が一粗暴な行為があった場合には1対1ではやはり対応はしませんので、複数の職員で対応という形になります。

1対1で感情的に同じ土俵に立って対峙したのでは、やはりよからぬ方向に行ってしまうこともあるので、複数の職員で必ず対応をします。特に若い職員は少年と年齢が近い分、ちょっと感情的な対応をしてしまったりとか、感情同士がぶつかったりとかしてしまうときもあるんですけども、そういう場合にはやはりベテランの職員が、「おう、どうした。じゃ、座ってみろ。何でも話してみろ」という感じで話して処遇をしたりとかということは、よくしています。

そこはやっぱりどうしてもできないといけないので、スタッフの間の連携がきちっととれるように、父親の代わりをする者、母親の代わりをする者、兄貴的な者というふうな感じで役割分担をして賄うようにしていきます。そういう対応になるかなと、うちはそういうふうなスタッフ同士のコミュニケーションというか、コンタクトをとりながらやっていくということです。

○毛利委員 それはどんなコミュニケーションですか。

○多摩少年院職員 やはり日ごろからいろいろ、変な話、飲みに行ったりとか、あとは寮担会議みたいなのがあって、1回会議を開いて今月はこういうふうやっていこう、あの子にはこ

ういう指導をしていこうということを、よくうちの寮の先生方はやっています。

○毛利委員 今日お見えになっている方は、動機のお話を伺っても大変すばらしい先生ばかりで、僕もインタビューの仕事を「刑政」でやったときも、法務省から出てくる先生はとてもいい先生ばかりだったんですが、僕の「少年院のかたち」という本の中に小説が書いてあります。本当の法務教官の人たちはしゃべれないだろうなと思ったことを僕が想像で書いたのがあの小説なんですけど、よく少年に暴力を振るった登場人物、白石という名前なんですけれども、「うちにも白石がいます」というせりふをぼそっと聞くことがあったんですけども、今いらっしゃるこの先生方のように生きがいを持ってなくて、少年院に来て大変な仕事についてと後悔して、そして苦しみながら仕事をしている人もいらっしゃると僕は思うんです。

そういう人たちをどうしていけばいいかということ、その方たちと一緒にどうやって仕事をすればいいかということ、どう考えていらっしゃるかなど。もしくはその弊害が、もし実例があれば教えていただきたいなと思うんですが、どうでしょうか。当てないと言わないかもしれませんね。そちらから。

○多摩少年院職員 毛利先生の、私も「刑政」を読ませていただいています。あと漫画も当然全巻読ませていただきましたけれども、非常にぐっと、またちょっと顧みなきゃいけないなという御質問のような気はいたします。

確かに子どもたちと向き合うことに、ある意味覚悟を決めてそれを宿命づけてやっていたら、少年院の先生方や、上司の皆さんも含めてたくさん全国にいらっしゃる。その中でしかし、矯正を長いスパンでずっと先を見たときに、先ほども幾つか質の変化、背景の変化、あるいはそのボーダーという部分のいろいろな中でどういうふうにしていくかということは、職員の育成という観点においてもきつとあるのであろうということは、私たちの施設、多摩少年院でも上司の皆さんがよくおっしゃっています。

私が例えば現場で一番うれしいのは、上司が、配置についているときに農場で「御苦労さん」と言ってくれる。「何をつくるんだ」と言ってくれる。あと子どもたちに「おう」と一声かけてくれる、そういうコミュニケーション、小さな触れ合いなんですけれども、ささやかな触れ合いなんだけれども、そういうものが職員としても、子どもがうれしいように私もうれしいということがよくあります。

ですので、私もし毛利先生がおっしゃる職員というか、そういう今非常にまた職員としてもボーダーのところで悩み苦しむ、どうしていけばいいのか、将来教官としていくべきかどうかと迷っている先生方や、若さのみならず年配の方も含めて、その方に対してのやはり声

かけをしていくというようなことしか正直浮かばない。何か得策がそこに果たしてあるのか。何かもっとバチッと来るようなものがあればいいんだけど、今の御質問に対しては、声をかけていく、「頑張ろうぜ」「何かあるか」「一緒にやっ払いこうや」なんていう、そういう仕事上のことプラスアルファをまた話していくことしかないのかと思います。

○多摩少年院職員 私は、うちの先生方でなかなかそういう先生がいるかという、わからないんですけど、いないと思っているんですけど。

○毛利委員 多摩は熱いですよね。

○多摩少年院職員 やっぱり若い先生ですごい事務的で、我々はセブンイレブンというふうに言っていましたけれども、8時半から5時みたいな考え方をする若い先生もやっぱりいますし、プライベート重視という先生も若い世代には多かたりするんですけど、ちょっと長い目で見ないといけないかなというふうには感じました。

拝命して新しい先生をすぐ我々が見ると、「事務的じゃなくて、もう少しきちっとやればいいのにな」なんて思うんですけど、それが3か月、4か月经っていくと、少年の個別担任で少年と一緒にいると少しずつ変わってくるんです。やっぱり法務教官を志している人間であれば、問題を抱えている生徒を目の前にして事務的に帰るとするのは、やっぱり帰れなかったりもするので、教官自身も少年から教えてもらうところが多くて、少しずつ変わってくる。事務的だった人間がすごい熱い人間に変わっていくということは目の当たりにするので、やっぱり1年ぐらいは様子を見て、1年たっても変わらなければやっぱり方向転換というか、法務教官に向かないというふうに。

○毛利委員 そのときに引き返せる仕組みがうまくあれば、よその職場にちゃんときれいに着地できるとか。

○多摩少年院職員 というふうに考えるしかないかなと。でも、うちの先生方は日々変わっていく先生が多いので、最初事務的だった先生がすごい熱い先生に変わっていくことが多いです。

ただ、一番最初に更生的風土ということがありましたけれども、やっぱり集団が安定していて更生的な風土でないと、やっぱり職員もなかなか成長していかないというところもあるので、荒れ狂っていてなかなか指導しても反発されちゃう、職員間もうまくいっていないとなってしまうと、続けようにもやっぱり嫌だなと思ってしまうと思うので、私はアウトライン的なところをやっているの、そうならないように声かけをしたりとか、寮担会議で「うまくやっているのか」とか、飲み会の席に行ったりとかというふうな働きかけをするようにはしています。

れども。

○毛利委員 それは、そういう職員の方の精神状態というのを把握して関与できるのは、一番は首席専門官ですか。

○多摩少年院職員 首席に限らず、教育部門のスタッフは上司もいますし、我々中堅レベルの企画調整等の職員だとか、教育部門に詰めている職員がいますので、必ず教育部門を通っているように行きますので、浮かない顔をしていれば「おう、どうした、何かあったか」と声かけはするようにします。

○榛名女子学園職員 どこの少年院でも担任制をとっているのですが、五、六人の担任の生徒を責任持って面倒を見るわけですけれども、やっぱり特に俗に言う問題児の指導について、その担任の先生だけに任せっきりになると八方ふさがりになってしまいますし、結局その職員が1人で抱え込んで1人で悩んでという結果になりやすい。

でも、そういうときに同僚のほかに先生がフォローしたりとか、寮主任の先生が担任の手が届かないところをちょっとフォローしてあげたりとか、また、企画という立場の職員がいるんですけれども、その職員がフォローしたりとか、いろいろな職員がいろいろな立場、それぞれの立場でフォローして、1人の生徒の処遇をみんなでやっているというような雰囲気をつくっていくということがとても大事じゃないかなと思います。

私は単独寮で勤務しているので、単独寮の中でしかわからない生徒の生活の様子というのかなりありますので、そういうのを担任の先生に情報を流したり、寮の先生に情報を流したり、幹部に情報を流したり、また、寮の先生からも生徒の情報がまた流れてきたりとか、そういう職員間での情報の交換というの、かなり大切になってくるのではないかなと思っています。

これまで大変な面ばかりをお話ししてしまいましたけれども、うれしいこともいっぱいあるわけで、大変な中でちょっとした、ほんのちょっとした生徒の成長とか喜び、そういうことを「ああ、こんなことができたね」と褒めてあげると、少年はとてもやっぱり認めてもらえたということで喜んで、また頑張る意欲が出るので、でも、そのちょっとした変化を職員が見つけてあげするためには、職員のほうがやっぱり気持ちにゆとりがないと、それができずに見逃して、また少年としては疎外感ばかりを味わって、「どうせ自分はだめなんだ」というような気持ちばかりを抱いて、結局処遇に乗れないというようなこともあるので、担任の先生任せにしないで、みんなで処遇しているんですよ、いろいろなことを相談しながら、ほかの先生の助言も受けながら、「私はこんなふうにしたらうまくいったよ」、「じゃ、私もこんなふうにしてみようかな」というような、いろいろな先生のそれまでの処遇の技法ですとかそういうことを情報を集

めて、それをまた生かしてやってみて、みんなで処遇しているんだよというような雰囲気にして、若い職員を職員同士で育て合うというか、そういうところも大事なんじゃないかなというふうに思っています。

○愛光女子学園職員 愛光は余り問題と思われる先生はいなくて、むしろまじめでやりがいを持っていらっしゃる方がほとんどだと思います。その上でやりがいがない先生に対してどうしていいかと考えたときに、やっぱり先生の適性というかそれぞれあって、チームに向かない先生だとか、事務が本当に得意な先生とかいらっしゃる、それはそれで、その部門で本当に彼女が必要とされる人になってくだされば、一つ解決になるのかなというのと、あとは仕事以外でのコミュニケーションがすごい大事だと感じていて、やっぱりいろいろな先生方を知るの、官舎で飲み会とかそういうのが一番よくわかる機会であったりするので、例えば寮担会とかそういうのになってしまうと発言はしにくいけれども、でもそれがちょっと崩した形になると実はこういうことを考えているとか、将来の不安を抱えているという先生とかいっぱいいると思うので、例えば配置で厳しいのであれば、昼休みの間にランチミーティングみたいな形でやるという方策もあるのかなとは思っています。

○神奈川医療少年院職員 やはりチームワークというか、私も若いときに、多分余り周りを顧みずに自分勝手にやっちゃってしまっていたところというのがあったと思うんですけども、ベテランの先生たちが見えないところでフォローしてくれていたんだというのが後になってわかって、今自分が寮の主任になって、後輩ができてくると、自分が今度はそういうふうに見えないところでさりげなくサポートしていかなくちゃいけないんだということを痛感しています。

一言で言うと、やっぱりチームワークというか、その先生がドロップアウトしないように周りで囲んでいくというのがいいかなと。ただ、冷たいような言い方ですけども、やっぱり適材適所というのがあると思います。

あと、先ほどの少年の質の件なんですけれども、神奈川医療少年院の傾向は、発達障害の子とかは昔から多分いたと思うんですけども、やっぱり変わっていると思います。対応を変えなければいけない子がたくさんいて、外の家庭裁判所とかそういうところの人たちと話をすると、少年院に入れたらもう終わりみたいな感じがあって、この子たちが出ていくという話はないというふうに思って、じゃ、出ていくときに福祉とか医療とかと連携しなくちゃいけないような子に限って、そのどちらからも敬遠されてしまうというか、でも、その福祉と医療の言い分ももっともで、処遇の困難な子はやっぱりどこも嫌だろうと思うんですけども、でも、やっぱり神奈川医療少年院から出院していく子がいるので、今後そういった点でも改善は必要

だと思えます。

○本田委員 今に関連して1つ、鑑別所との連携というのを伺います。鑑別所から来ている書類が難しく読めないということなんですけど、例えば奈良少年刑務所は今、鑑別所の先生を呼んで処遇計画を立てる段階で読み取り方とか、具体的にこうだということを教えていただいたりとか、逆に少年刑務所の中の状況を伝えて、それに合うようなレポートにしてくださいということをしているんです。

そういうことはできていますか。それとも、そういうのはまだまだ難しいですか、鑑別所との連携というのは。

○神奈川医療少年院職員 あるようで、余りないと思えます。

○本田委員 あるようでないというのは、どういうことなんでしょうか。

○神奈川医療少年院職員 実質は再鑑別とか、どれだけこの子が変わったかというのがあろうと思うんですけども、神奈川医療少年院に何度も来る子がいるんですよ。出院していったらだめで、また神奈川医療少年院に来る子がいて、最初の教育効果がかなり全然だめで、すごく処遇に労力を要する子でも、やっぱりIQ幾つだからもう神奈川医療少年院というふうな、そういう形式張った鑑別というのは実質あると思えます。うちに2回、3回来て、結局他の施設に送らなきゃいけないようなケースというのが少なくないのです。

○本田委員 横浜の鑑別所からが主ですか。

○神奈川医療少年院職員 うちには東日本の鑑別所から全部来るんですけども、その子のことを考えたら別のスタッフのところ、違う環境で違う教育を受けさせることのほうがベストと思われるということを入る前に少年院から鑑別所に言っても、「この子はIQ幾つだから神奈川医療少年院」というようなのがまだ根強くあると思えます。その点での連携は、余り少年院からの言い分は聞き入れてもらっていないかなという気がします。

○毛利委員 他の施設というのはどういう意味ですか。

○神奈川医療少年院職員 職業訓練を受けられるところとか、もちろんIQ40とか30というのは仕方がないと思うんですけども、50ぐらいの数値しか出なくても結構社会性のある子とかがいるので、集団圧のあるところのほうがこの子は問題行動が出にくいとか、神奈川は余り集団圧がないので、そういう思いは多分うちの職員はみんな持っていると思えます。

○愛光女子学園職員 絶対的に何か情報量が少ないなと個別担任をしていて感じていて、技官のレポートを解析するのはほとんどが分類職員だと思うんですけども、教務担任は分類から送られてきた個別的処遇計画とかに基づいて、いろいろ想定して内省課題を作っていますが、

一番知りたいのは、被害者があるときにその被害状況がどうであるとか、あと被害者感情がどうであるのかというのを、やっぱり家裁の調査官に直接聞きたいというのと、あと審判当時の資料だけではなくて、刻々と変わりつつある被害感情というのを逐一に知りたいと思っています。あと鑑別所ですと資質的な鑑別のことが多いんですが、やはり、出院後の彼らの社会的資源がどういうふうにあるのか。社会資源のほうをもっと在院中から確立していけば、家庭環境がだめだとしてもほかにサポートを受けられるような体制をもっと前の段階から作っていけば、もう少し変わってくるのかなとは思いますが。

○岩井座長 何かほかにお聞きになりたいことは。

○廣瀬委員 今に関連してですけれども、さっきの榛名女子学園みたいな話だと、そういう子たちだと当然調査、鑑別していれば医療相当だろうというのはわかると思うんですよね。だけれども、それが鑑別段階の意見でも医療少年院相当とは出ないわけですか。あるいはそれを出しているんだけど、家裁が初等なり中等少年院に送ってくるということなんですか。

○岩井座長 医療少年院が余り収容定員がないからじゃないですか。そうでもないんですか。

○榛名女子学園職員 多分そうだと思います。

○毛利委員 もっとひどい子が医療に詰まっているということですね。

○廣瀬委員 鑑別段階で普通の少年院になってしまっていると。問題は感じているけれども、このぐらいいはということですか。

○榛名女子学園職員 それは技官さんにお聞きしてみないとわかりませんが、多分、収容定員の問題も現実問題としてはやっぱりあると思います。

○廣瀬委員 要するに今聞きたかったのは、御覧になっている中で、鑑別意見は医療少年院と出ているのに初等・中等少年院に送られてきちちゃっているというような子がいるのかということです。

○神奈川医療少年院職員 いますよ。今私が担任している子で、1回につき12錠ずつぐらいの薬を飲んでいる子がいるんですけれども、その子は医療少年院から医療措置が終了ということで来たんですけれども、わずか入院から2か月でうちに来ています。

○廣瀬委員 それは要するに医療少年院に送致したけれども、その後の移送でという話なんですね。

○神奈川医療少年院職員 ええ。なので、本当の病院みたいな医療少年院から教育活動のあるところへ早目に送ろうという風潮はあると思います。

○毛利委員 榛名女子学園の問題は、女子少年院が全国に9つですか、女子少年院が少ないと

ということも関係がありますか。バラエティーというか、1つの女子少年院にいろいろな機能を負わされ過ぎているという側面がないですか。

○榛名女子学園職員 実際、榛名女子学園はいろいろな分類級の、男子の場合には数が多いので分類級ごとに分かれていますが、いろいろな分類級の子がみんな榛名女子学園に在院しています。ただ、その分類級ごとに集団を編成できるほど人数がきちんと分かれていませんから、結局分類級ごとに編成はできないので、分類していただいても実際のところ同じ集団寮で生活しています。

個々に目標は変えますし、課題も変えますし、資格取得をさせる子とさせない子とかいろいろな子がいますが、生活の形自体は結局同じ生活をさせざるを得ません。その中で時計も読めないような子もいれば、大検を受けるような子もいれば、物を壊す子もいれば、自殺未遂をする子もいれば、いろいろな少年がごちゃ混ぜになっているのが、実際そんなような状態の中で、特に精神疾患に対してそんな専門的な知識もない法務教官が、もちろん投薬については医師の指示で投薬はしますが、専門的知識のない法務教官が1日面倒を見ると、その中で教育も行わなければならないというのは実際問題かなり難しいですし、かなりの負担になっているのは事実です。

○毛利委員 少年院は一つ一つ細かく文化がありますよね、背景とか、伝統的な得意技とかありますけれども、つまりそういう1つの少年院が持っている文化の型を少年に当てはめるような、ある種手なれた、楽な処遇の方法が、少年たちがばらばらで入ってくるためにそれに頼ることができなくて、一人一人の職員が一人一人の子の顔色とか状況を見ていないと、教育ができないというような難しさになっているということですか。

○榛名女子学園職員 それはうちだけではなく、例えば多摩少年院でも愛光女子学園でもどこでもそうだと思いますけれども、同じ分類級の中でも一人一人やっぱり少年は全員違うので、同じことを指導するにしても、言葉一つ選ばなければ理解できる子と理解できない子がいますし、反発をしてくる子もいるし、すんなり受け入れられる子もいますし、本当にそういう意味では、差別するのではなくて、区別して個別な処遇をしていかなければならないので、常に職員の神経は張り詰めた状態です。

その中で特に権利意識とか好訴性というのか、訴えるような少年が最近また増えているというのもあるので、その点、少年には人権はあるんですが、職員の人権はどうなってしまうんだろうというような気持ちを抱きながら勤務するときもあります。そこで少年から何か言われても、職員が同じように例えば「死ぬ」だとか、「黙れ」だとか、「あっち行け」だとか、そ

ういうことを職員が言ったらこれは大問題です。言えない状況の中で、少年からそういうことを言われながら、そこを冷静に受けとめて指導しなければならないということは、実際そういう状況の中で榛名女子学園では勤務して、全員の少年がそういうことではもちろんありませんけれども、そういう少年も中にはいるということはわかっていただけだと思います。

○毛利委員 名古屋の刑務所で収容者が亡くなった事件が2001年であって、その後、少年を叱るときに触るなという通達が来たと思うんですけども、それで仕事がしにくくなりましたか。ぜひ詳しく。

○多摩少年院職員 私だけではなく代弁という形で、実際そうやって「どう？」というふうに、さっきの声かけじゃないですけども、実際「やりづらいか」とか、そこまでリアルに会話することはそうありません。

ただし、私たちが本当に身体接触を認められるのは本当の適正な手続としてで、あと日常で言えば私たち現場は捜検という作業があります。これは刑務所の皆さんも同じですが、鑑別所の皆さんも皆同じだと思います。不正なものを持ち込ませないという、少年たちの安全を守るということもありますし、少年たちの居住空間をきちんと管理するという組織的なこともあります。

何にしてもそのときは公正に手続ができます。ただしその捜検は触れる時間ですけども、それが唯一のスキンシップだとしたときに、これは私もうすら覚えですが、幾つかの事故もあります。その捜検の仕方を間違ったせいで、先ほどのちょうどここへ座ったときにも伺った加古川の話はどうなんだろうと、関心というかいろいろな不安も覚えているんですが、そういうところしかないですね。

私が個人的に自分の日常を振り返ってどうか、例えば子どもに種を植えさせるときには私は子どもの手を触ります。当然それを理由を持って「今おまえの体に触るからな」と言ってさわるわけではありません。「種をまくときにはこうするんだ。わからないか？じゃ、いいか、まずこことここをこう持つんだよ、そうすると持ちやすいだろう。ほら、やっpegらん」みたいな感じで、例えばそういうふうにします。そのときに別に子どもが「先生、おれに触ったな、訴えてやる」とか、例えば多摩少年院では言われたことはございませんけれども、他施設ではあるかもしれません。それも厳禁だぞ、一切触るなと、幹部の皆さんが少なくとも多摩少年院でも触るなとは言っていますが、実際それは現場のそれぞれの責任に委ねられています。私はそう思っております。

○市川委員 今と関係したのでいいですか。

今のことは、少年院だけではなくて社会全体で起きているわけです。先ほど、「職員の人権はないのか」と言っていたけれども、これは教育場面でも同じです。例えば学校の先生も夢を持って就職して、モンスターペアレントにガンガン言われて具合が悪くなって、一定の割合の人が辞める。医療現場の医療スタッフだって何人か辞めてしまいます。

その前の集合研修なりで、そういうことをきちっと説明しておいていただけないかと思っ  
ているんですけれども、教育ではそういう話をすると、「先生になる人が減りますからやめて  
ください」と言われるんですが、「やっぱり現実をきちっと集合研修の中に入れていったりして、  
そういう場合どういうふうにしたらいいか」を教えないとストレスがたまって大変だと思いま  
す。

○影山委員　そういうときのスキルの研修というのは、最近増えてきていますよね。

○市川委員　集合研修の中にそういうのがありましたか。

○影山委員　集合研修でやっているかどうかわからない。

○市川委員　何かそういうのをぜひ。

○多摩少年院職員　今あるんじゃないんでしょうか。

○市川委員　そうですか。やっ  
ていらっしやるんだったらそれで。

○多摩少年院職員　今はそういう研修は、きっと科目とかプログラムはされているとは思  
います。

○影山委員　殴ってくる子どもに対して、ホールディングとかの具体的なやり方とか。

○本田委員　一時、矯正研修所でも非暴力的介入というのをやっていたそうです。ただアメリ  
カ側との契約上の問題で日本側の受け皿がなくなってしまったので、今やめて、別途に非暴  
力的な介入という形でアンガーマネージメントを入れ始めています。現場では、かなり攻撃  
的に威嚇したりとか、絡んできたりとかという場面になってきたときに、通常のやり方ではう  
まくいかなくて、非常に困っていらっしやる先生方は多いです。

まだそれが矯正研修所の中のプログラムとして定位置についていない。日本の現状に合わせ  
ていくために開発中というところなので、その辺は多分現場からいろいろ御意見を出してい  
ただいて、処遇が難しい子どもたちのためにこういうふうな力が欲しいから、この部分は入  
れてほしいというのは挙げていただいたほうが、研修内容を作っていく側としてはありがたい  
です。

個々の少年院でも、施設長が必要があるとお感じになられて内部研修としてやっている  
ところもあるんですよ。ただ、全体にというふうにはなっていないと思うんですよ。そこは  
本当にそれぞれの施設の特徴で、文化とさっき毛利先生がおっしゃいましたけれども、文  
化的な

ものでそのカラーというものでやっている部分と、行き詰まったから変えなくちゃいけないというところでやっているというのがあると思うんです。

○影山委員 あと1つだけ、先ほどの精神疾患を抱えた子が増えているとおっしゃっていたけれども、入ってきたときから割とわかっている、つまり最初から投薬が必要であるというお子さんばかりなのか、それとも榛名に入った後1か月、2か月、少し安心したころに出てくるような、つまり入院後、精神疾患対応、精神科医療対応になってしまう子もいるのか、そのあたりだけ教えてください。

○榛名女子学園職員 両方います。特に薬物の後遺症の人の場合には、薬物を使っていたことを隠している人もいます。ただ、何か月か様子を見ていて、どうもおかしい。本人も耐え切れなくなって、幻覚・幻聴を訴えてきて、実はこんなに覚せい剤やっていたとかで投薬が始まる生徒もいますし、PTSDを抱える生徒でも、最初は集団生活をしているんだけれども、だんだん集団生活ができなくなって、単独寮でずっと生活するような人もいますし、最初から病名としてついてくる生徒もいます。それはいろいろな生徒がいます。

○岩井座長 かなりお話が進んでいるんですけども、そろそろお時間が来ましたので、この辺で終わりにさせていただきたいと思います。皆様、貴重な御意見をありがとうございました。

今後も現場の第一線で勤務するというので、御苦労も本当におありだと思いますけれども、体調管理に十分御留意の上、少年矯正の発展のため頑張ってくださいと思います。本日は本当にありがとうございました。

ここで一たん休憩といたします。

(休 憩)

## 4. 意見交換

○岩井座長 それでは、会議を再開いたします。

ここからは、前回お約束いたしましたとおり、この会議の今後の検討事項等につきましての意見交換に入りたいと思います。

前回私が皆様に御提案しましたこの会議の全体構想案につきましては、先日事務局を通じて皆様方へ送付させていただいております。各委員の方々も第1回目の会議から今日までの間に、この会議の今後の検討事項等に関しましてさまざまな御意見をお持ちいただいていることと思

います。本日は、私が提出しました案をもとにしまして、次回以降の検討方法等について話し合いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

3名の方々からの御意見をいただいておりますが、特に進行を変更しなければならないという御意見ではないと思っておりますので、それぞれの過程で御意見を表明していただければというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。

それでは、まず私が提出しました全体構想案について簡単に説明させていただきます。

第1回目の会議では、我々委員がさまざまな意見を出しまして、本日は現職の法務教官との意見交換を実施し、さまざまな御意見をちょうだいいたしました。そこで次回の会議では、第1回会議で皆様からも出されておりました、非行少年の資質等の変化という観点から、例えば少年院出院者の方などからヒアリングを実施することを想定しております。

前回の会議では、皆様からも最近の少年の変化について御意見が出されておりましたし、さまざまな角度からの御意見をいただくことも大切だと考え、また、いろいろな立場からの御意見をちょうだいすることで、我々の共通理解といたしますか、この有識者会議の基盤固めができるのではないかと考えた次第であります。

そして、4月の第4回会議からは、具体的項目に関する議論を展開することといたしまして、まず少年矯正の中心である矯正教育等の処遇体制について2回の会議を開催しまして、その後少年鑑別所の施設視察を行った後に、少年鑑別所に関する事項を取り上げ、後半部分では少年矯正の全体的な議論を展開するといった方向を想定いたしました。

また、施設視察に関しましては、先ほど述べましたが、少年鑑別所に関する議論を展開するために、少年鑑別所職員の育成等に関する議論のために、研修所の視察を想定させていただいております。

なお、全体構想として決定された場合であっても、議論を展開する上で項目の入れかえなども適宜実施する必要は出てくるかと思っておりますので、委員の皆様の御意見を踏まえて柔軟に展開していきたいと考えております。会議を進めていく過程の中で、必要に応じ論点の確認や整理を行い、委員間での共通認識を持つ機会をつくることも大切だと思っております。

以上、この有識者会議を進行する上での基本的な方向を決めておくために、全体構想案を提示させていただきました。この全体構想案につきまして何か御質問等ありますでしょうか。

こういうふうな日程で進めさせていただくということで。

○毛利委員 3月18日の非行少年の資質、職員の気質などの変化ということですが、今お話を伺ったわけですがけれども、改めて何かデータみたいなものは出てくるんでしょうか、我々が

話すために。

○岩井座長 何か御希望の資料などございますか。

○毛利委員 そういう統計がそもそもあるのかなというのちょっとあるんですけども。

○岩井座長 統計というと鑑別結果とか。

○毛利委員 その非行少年の資質の変化などの記録が、どこかに統計をとったりしたものはあるんでしょうか。

○事務局 例えば、2005年の犯罪白書などで最近の非行少年の変化というようなことで扱ってありましたり、若干の資料は統計資料等も準備できるかと思います。

○本田委員 特に今日出てきた中でのIQ値とか、今日の資料の中に多摩の中でのIQの変化というのはあるんですけども、そういう知的なボーダーの方たちとか、それから、精神疾患の部分のものとかがあれば、よりわかりやすいと思うんですけども。

○少年矯正課長 データの御提示も可能な限りしたいと思っております。また、関連する専門機関からのヒアリングを実施する、さらに、可能な範囲で少年院出院者から直接話を聞くとか、そのような可能性もあろうかと思えます。

○影山委員 例えば懲戒の数などは数字で捉えられるんでしょうか。懲戒の数が年度ごとに、一少年院でもいいし、あるいは全国の少年院でもいいし、ブロックでもいいですけども、何か数字的に懲戒の数が増えたり、減ったりみたいなことがあるのかどうか。

○少年矯正課長 何らかの形で集計はできると思えます。

○本田委員 ありますよね。そのぐらいあるとどのぐらい困難なのか、手が取られているのかというのがわかると思えますので。

○毛利委員 大体、少年院は矯正管区の中でいろいろな少年のバラエティーをばらすように構成されていますから、矯正管区全体1つでもいいので、矯正管区の中の全体の少年を見ないと、恐らく1つでは正確な数字は出てこないと思えます。

○岩井座長 今日お話を伺ったのでは、何か少年院によってかなり個別な感じがしますね。

○総務課長 多分全国的な集計というのは、年報みたいなものはないと思えます、懲戒件数は。ただ、施設とかを限定させていただいて取り寄せれば、それはできると思えます。

○毛利委員 1つの矯正管区できちっと見るのが一番正確なような気がしますけれども。

○廣瀬委員 医療少年院は別として、普通の初等・中等少年院の中で、集団処遇に耐えられなかった事例がどのくらい増えているのか。集団処遇ができなくて、単独処遇で対応せざるを得なくなって大変だ、まさにそうだと思うんだけど、これはなかなか統計はないかもしれな

いんだけど、これがわかるとかなり実情はわかるんじゃないかという気がします。

○少年矯正課長 それはデータとしてはなかなか難しいかもしれないですね。

○総務課長 刑務所なんかだと割とあるんですけれども。

○廣瀬委員 あるいは単独室の利用率みたいなものですかね。

○川崎委員 少年院の場合は、単独室をいろいろな目的に利用しますから、集団処遇が困難で、やむを得ず使うという場合と、積極的に内省指導などの目的で使ったりする場合があるので、利用率だけではわからないでしょうね。

○少年矯正課長 これもデータとしてはなかなか厳しいかもしれません。

○徳地委員 移送したというデータは出てくると思うんですが、処遇が非常に困難でということ。それはいかがでしょうか。

○少年矯正課長 移送の場合、類型はありますので、例えば処遇上の移送などということで限定すれば、ある程度のデータはお出しできるのではないかと思います、検討いたします。

○毛利委員 あと失敗事例集みたいなものは何か。「刑政」にはうまくいった事例集はありますが、職員の人たちがこういう失敗があったんだというようなことを書いたものが、幾つかでもサンプリングでどんな場合にどんなことが起きたんだということがわかれば、全体像が見えやすくなるかもしれない。

○影山委員 ヒヤリ・ハットの報告というのは多分出ていると思うんだけど、それは何らかの形で御報告いただける可能性はあるのかしら。

○少年矯正課長 ヒヤリ・ハットですか。

○影山委員 ヒヤリ・ハットは、報告することに多分なっているでしょう。そうでもないんですか。

○少年矯正課長 実際に起こってしまったことを、緊急に、ないしはその後きちんとした形で報告するというのにはありますけれども、水面下のヒヤリ・ハット事例というのは資料としてはなかなかないと思います。

○毛利委員 例えば三、四年前に東北少年院で職員の人が、少年からトンカチで殴られるという事件があったと思うんですが、例えばそういう事故があったときに、その背景とか前後を報告したものはありますよね。それは当然、矯正管区にそれが上がってくるわけで、そういうものをある程度きちんとしてここ数年のものを見て考えるというのはどうでしょうか。

○少年矯正課長 個別ケースに応じた資料ということですか。

○毛利委員 個別ケースをできるだけ手に負えなくなる程度の数きちんと見るという、会

議の前に送っていただいて読むということでもいいと思うんですけども、そうするとどんなことが起こっているかというのが、もうちょっとわかりやすいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○少年矯正課長 検討させていただきます。

○影山委員 精神科の受診者数みたいな、もし数字が出てきたら、年度ごとにを見せていただければありがたいなと思いますけれども。

○廣瀬委員 実際には相当現場で無理して頑張っているというのがあると思うから、数字になかなか反映されないと思うんですよね。思うんですけども、何か形になっているのが出てくればという趣旨で。

○矯正局長 でき合いの統計がなければ特定の施設でサンプル調査をやってみるとか、ちょっと考えたいと思いますので、先生方からこういう観点からというのがもしあれば、ほかにも出していただければ、こちらのほうでぜひ検討したいと思います。

○津富委員 文脈に合わないかもしれませんが、広島少年院のことで今回のことが始まったとして、広島少年院にいた子が特別な資質だったかということは、多分そうじゃないだろうと思うんですよね。僕も以前法務教官をやらせていただいています、子どもの質が悪化して教官が大変だという議論は何十年間も同じように言っています。今日伺っていても同じようなことを言っているんですが、だからそういう答え方自体は、僕自身は、広島少年院で起きた、少年矯正の歴史に残るような深刻な事態の解決に至らないと思うのです。

そうやって考えると、次回の3回目ですが、例えば広島少年院では何でそういうことが起きたかということを議論するとき、少年に問題があるという視点を全く抜きにして議論をするほうが、僕は筋が通っているんじゃないかと思うんです。

もうちょっと深く言いますと、広島少年院については、例えば、まさに同じようなロジックが使われていました。要するに問題性がある子がいるから、専門性がある教官が指導しなければいけないというようなロジックが使われた処遇がそこで行われていた。その延長として、ああいうことが起きているわけです。要するに、大変な子がいる、子どもに問題がある、だからある介入が必要であるという発想自体が、間違っただけを導いたんだと思います。診断主義と言ってもいいです。少年を操作の対象とする発想と言ってもいいですし、科学主義と言ってもいいです。そういう発想自体が持つ問題性があるわけです。ですから、子どもの質が悪化したみたいな答え方はロジックそのものが間違っていると思うのです。だから、その点がまず、気になります。

私自身は、まだ、十分言語化できていないんですけれども、今回のことが起きて非常に恥ずかしいと思ったし、二度と繰り返してはならないと思ったんだろうと思いますけれども、そのときに、それまで自分たちが持っていた問いと答えのあり方自体を変えていかないといけないんじゃないかと気づいたんです。少年の質はまったく変わっておらず、職員のほうだけ、発達障害などと言い出して、少年の見方が変わったのかもしれないわけです。

例えば、次回のテーマは、「非行少年の資質について」なのですが、このテーマで、出院者を呼んできてお話を伺おうというのは、普通に考えたら大変僕は失礼だと思うんですが、どうでしょうか。そういう設定をしてしまうこと自体の感覚を問うていくようなことがこの場で起きていかないと、僕は、真の答えに至らないんじゃないか、難しいんじゃないかと思うんです。けれども、じゃ、どうしていこうというのはまた皆さんで議論していただくことなんです、ちょうど今思ったことなんです。

○岩井座長 そうすると、結局少年の問題が背景にあるのではなくて、あくまでも少年院の処遇体制だけの問題というふうには。

○津富委員 僕自身はそういうふう考えたほうが、きっと正しい答えが出てくるだろうなということです。僕自身はそう思っております。

○毛利委員 それは少年院と法務教官の文化の問題ですか。それとも技術の問題。

○津富委員 技術の問題ではないと思います。文化の問題でもないかもしれません。文化の問題が含まれるかもしれませんけれども。例えば、僕はこの多摩少年院で仕事をしていましたが、今日も来た瞬間やっぱり変わっていないと感じます。多分、多くの職員の方が転勤で戻ってくるとそういう感じを持つと思うんです。しかも、かなり安定していると思うんです、多摩というのは。僕らがやっていたやり方で、ほとんど基本は変わらずにやっているということは、ある安定のさせ方ということに関して言うと、少年院は答えを持っているということです。仮に、資質が幾ら変わっても恐らく、安定しているわけです。資質が変わっていたとしても安定しているということは、逆に言えば、少年の質は変わっていないという表現の仕方でもできるわけですよね、対応との相性という観点からみれば。

では、何が変わってきているかと考えると、僕らがここに最初にいたころは法務教官試験がなかったんです。僕らは非常にシンプルに農場に行って、上がって下がってという、牧歌的な暮らしに近いものをやっていました。その後、何が変わったのかなという、仕事が増えました。僕が、この仕事に入った直前に、確か、個別的処遇計画が入りました。個別的処遇計画を悪いと言っているんじゃないんですけれども、そのほか、いろいろな指導が加わってきて、今は、

現場の仕事は複雑化していると思います。矯正局は良かれと思って、いろいろと入れてこれられていると思うんですけども、現場は、シンプルな中で手ごたえがあってお日様が上がって下がってということをやっていたのに、だんだんそうでなくなってきたわけです。

だから、何が問題なのかと聞かれても、例えば、一現場の教官は、自分たちがいじれない変数は絶対答ええないと思うんですよ。与えられた環境の中で仕事をしていますから。ですから、一つの少年院で議論をしていたら、首席専門官のもとで、少年の質が悪化したといった議論になるんですけども、本省が入って議論をされているのであれば、子どもが職員のストレス源であるという問題があって、職員の専門性で解決するという、古典的な問いと答えではなくて、それとはまったく異なる仕事量の問題や、法務教官に対する社会的要請に対してどうするかという問いと答えを議論していかないといけないと思うんです。これは、単に、職員の個人レベルの研修とかでスキルの問題ではなくて、例えば、法務教官や少年院の在り方について、今、求められている、例えば、被害者要求の充実などとは、もっと別の説明を、社会に対してできないかといった、本省レベルでの話だと思うんです。

だから、40年前とか30年前には戻れないんですけども、戻ろうとしたとき、どうしてうまくいっていたのかという本質を理解することがまず大事で、今も現場は、処遇をその古典的な本質で支えていると思うんですよ、逆に何がその本質をやりにくくさせているのかと考えたときには、一番大きく変化したのは子どもではないと思うんです。

○毛利委員 管理ですか。

○津富委員 管理という言葉かどうかわかりません。

○岩井座長 それはでも、昔うまくいっていたというふうに言うことも問題なんじゃないんですか。それが何か表面にあらわれなかったというふうなこともあるでしょうし。

○津富委員 そうです。だから、その次の問いが僕にはあります。新たな安定のさせ方というものがあると思うんですよ。古典的な安定のさせ方以外の、新たな安定のさせ方を想定できるんじゃないかという議論はしてもいいと思います。それは、子どもが変化したから新たな処遇がという意味ではなくて、むしろ、例えば、子どもを操作の対象にしない処遇を成立させるために何ができるかという意味で、ですけども。

○廣瀬委員 そうすると、津富先生のお話は僕なりに解釈すると、むしろどういう処遇体制で何をやるかというのを先に検討したほうがいいということになる。

○津富委員 というか、僕自身、以前の同僚と広島少年院のことを話したりすることがあります。この場で、そういう話に出てくる論点が十分に扱われているのかなと思うのです。例えば、

ある非常に支配的な上司が来たときに部下がどうしてそれに染まっていってしまうかとか、あるいはそもそも、上司が転出した後までどうして部下が誤った方向で学んでしまうのかとかいうようなことです。また、御本人を、ある程度は、僕も知っていて、一緒に勤務したこともあって、人事の中でどうしてコントロールし切れなかったのかみたいなことなど、少年の質以外に話すことはほかにもあると思うんです。つまり、幾つも問いが出てくるんです。全部ここで扱いきれるかどうかかわからないですが、そういうことが解決策の中に出てくるように含まれないと、本当の解決は難しいんじゃないのかなと思うんです。ともかく、以前の同僚と、広島少年院の話をするときには、子どもの質が変わったからという議論は余りしたことがありません。

○毛利委員 そうすると、法務省が向井さんをどういうふうに評価して、どう人事に生かしてきたかということがきちんと語られて、それをみんなで聞いてみないといけないということになりますよね。

○津富委員 それも1つですね。それだけじゃないんですけれども。

○毛利委員 それは聞いてみたい気はしますが。

○津富委員 それだけじゃないんです。ほかにも幾つかあると思うんですが。

○影山委員 確かに広島少年院の事件がなぜ起こったのかという原因分析が、何か必ずしも十分ではないという指摘はあるかもしれませんね。

あと今日も出てきた各少年院ごとの文化的なものというのは、ある意味では大事で大切に、だけれども、その文化が変な方向に行く可能性ももしかしてあるのかなとか。

○毛利委員 法務教官の変化のことで言うと、人吉農芸学院なんていうのが九州の隅にあって、そこで一本釣りした法務教官がいっぱいいて、そこに一生いるような人がいっぱいいるんです。田舎のおじちゃんみたいな人が法務教官をやっているんですが、例えばそこに法務教官を一律に採用して転勤させていくというのは、ある種の平準化が必ず起こるわけで、そうするとその平準化はいいことなのか悪いことなのかとか、そういうことも語っていかなくちゃいけないということになりますか。

○津富委員 人吉のことまで頭が回っていなかったんですが、例えば、自分が彼と一緒に勤務していたら何ができていたのかなと思うわけですね、単純に。彼がいるときに部下だったら何ができたのかなとか、彼の上司だったら何ができたのかなと考えるわけです。そのとき考えることを考えたいと思うんです。

○本田委員 ポイントは多分2つあって、広島少年院の中でなぜ向井さんが必要とされたのかということですね。それは多分、少年の処遇に関して非常に行き詰まっている方たちがあっ

て、カリスマ的な人を必要としてしまった。たまたまそういうことができる方がいてやれたということなんだけれども、それともう一つは、それに従ってしまった若い職員がいたと。彼のやっていることの本質ではなく、表面的なところに関して真似しようと思ったという方たちの体質という、2つのポイントで考えていったときに、なぜそこで彼が必要だったのかと、やっぱり少年の処遇は大変です。昔ながらのやり方をやっていて行き詰まっている先生たちがたくさんいます。

先ほどの榛名女子学園の話聞いていても、処遇を始める前の見立てが十分できていないのだというのが基本的な感想です。荒れている子に関して、なぜ荒れているのかについて見立てたり、面接で理解する力を教官、職員が持っていれば、長時間の面接や単独処遇が要らない部分だってたくさんありそうなのです。ただ、見立てができる力というのが教員に求められる資質なのかどうかも議論しないといけないと思います。それが必要ならそれなりの研修をしなくちゃいけないですけども、今は、ないままやっています。ですから、処遇に乗りにくい少年たちに翻弄されるのは入ってすぐの人たちだったりします。個別の処遇計画がしっかりできていなければ、人によって違う対応が出てきて、関係がぎくしゃくする。話し合いをする場がそこにあるのかというと、さっき伺っていてもお互いにコミュニケーションする場をつくったほうがいいですよという、自主的な会合ですよ。

○毛利委員 そうでしたね。組織的な話じゃなかった。

○本田委員 組織的な話は1個も出てこないですよ。定期的な研修があったりとか、定期的な事例検討をしたりとかそういうものはなくて、あくまで自主的に自分たちで時間を作ってやるというふうになってくると、毎日の仕事に翻弄されていたらそんな時間はとれないです。リーダーシップをとる人がいなかったら当然無理です。毎日の中で流されていっちゃう。疲弊していく中で1人でいろいろなことをやらなきゃいけないというような状況があるんだとしたら、職員に何が起きているんだろうということを、やっぱりもう一度調べたほうがいいかもしれない。

この会議の計画だと職員の研修は、一番下になってはいるんですよ。だからその辺の順番が、鶏が先なのか卵が先なのかという、卵が大変だから鶏をちゃんと育てなきゃいけないのか、まずは鶏の状況を見てから卵をちゃんとやり直しましょうなのか。

○岩井座長 でも、背景に少年の矯正教育はすごく大変で、セブンイレブンの話が何度か出ましたけれども、非常にやはり施設を運営するというのは3倍の人が要るんですよ。ですから、そういう人が足りない部分というのはずっと抱えてきた問題なんじゃないかなと思うのです。

そこを無理して秩序立てなければいけないというところに無理が生じているということ、やっぱり理解しなきゃいけない。

それから、だから少年の資質の変化だけではなくて、手を触れてはいけないというふうな、そういう風潮ですよ。外部からの目とか、そういうその部分の変化もあったかもしれないので。

○毛利委員　すごく問題を絞っていくと、向井氏が生まれるいきさつというのは、平成14年に広島少年院がものすごく荒れたというんです。じゃ、その平成14年に広島少年院がなぜ荒れたのかということ、法務省はわかっているのかどうかということなんです、それは見解とかデータはあるんでしょうか。平成14年に広島少年院がとてつもなく荒れたということに対するデータというか、把握されたものはあるんですか。

○少年矯正課長　例えば懲戒の件数などですか。

○毛利委員　いや、そのときの少年院の院長先生が来ればすぐわかると思うんですが、もしくは首席ぐらいの方が、向井さんが行く前の14年ごろはすばらしく荒れていたということなので。

○津富委員　多分、少年院はところどころでしょっちゅう荒れていて、しょっちゅうおさまっていくわけですよ。ところが今回に限ってはこういうことになったというのは、もともと荒れていたという背景は特別のことではなく、その後のおさめ方の問題が特有だったんです。恐らく。

○毛利委員　それは向井さんのメソッドのことですか。

○津富委員　メソッドというほど偉いものではない部分が本質だったと思います。ですから、ああいうことになったんだと思います。早く言えば、支配と言う「本質」をある意味正しく酌み取った人たちがああいうことをしてしまったんでしょう。

○毛利委員　でも、それが野放しになる土壌があったわけですよ、何か。

○津富委員　そこを理解しなきゃいけないですよ。だから単純に個人の問題ではなくて、ある間違った本質があるとして、その本質をなぜ継承できてしまったのかとか、本質をなぜそういうふうに取り出すことができたのかとか、そういう論点もあると思います。あるいは、そういうものを正しいとなぜ思わせることができたのかとか。

○毛利委員　それについて答えを持っている人はどこかにいらっしゃるんでしょうか。

○少年矯正課長　そこは確たることは言えないんだろうと思います。広島少年院事案の言わば本質的問題というのは、色々なお立場で語れることなんだろうけれども、私どもとしては、

対策委員会報告書に盛り込まれた内容のほか、公判の推移を見守っているところでございます。

○津富委員 だから僕の問いが、こういう議事録が残る公開の場で議論することになじまないような気もするし、また、法務省は公判が動いている限り語らないとなると、どこで本当に議論されるのかなというのが不安です。同じようなことが起きたらいけないと思うので、この場でないにしても、議論は必要だと思うからです。刑事事件は刑事事件として終結していくんでしょうけれども、こういうことが本当に起きないようにするにはどうしたらいいのかということがどこかで議論されるということを望みたいと思います。

○岩井座長 だから透明性の確保ということはずっと念頭に置きながらやっていくわけですよ。最後に、後のほうに、法的基盤整備のあり方とか、透明性確保のための議論を行う会議が予定されています。

○影山委員 この議論が8回目の会で十分に議論できるかなというのは若干心配ではありますが。

○岩井座長 だから透明性の確保の問題は、ずっとやはり念頭に置きながらやっていかなければいけないのではないかと思うのですけれども。

○廣瀬委員 僕は別に文句を言うつもりはないんですが、これを拝見して、鑑別所がここで3つ出てくるわけですよ、この位置づけのところ。これは少なくとも我々の話の中では、そんなに鑑別所が問題だという話が出ていないので、ここに入れている意義といいますか、趣旨といいますか、そこはちょっと御説明いただけたらわかりいいかと思うのですけれども。

○岩井座長 結局、少年矯正の全体の流れというようなものをきちんと問い直そうというところで、やはり少年院と少年鑑別所と。

○廣瀬委員 そうすると、まず鑑別が問題だと。

○岩井座長 いや、少年法には少年鑑別所の規定が余りないのですよね。そのところをやはりもう少しきちんとしなければいけないのではないかという考えです。

○廣瀬委員 きちんとすることに決して反対ではないものですから。

○岩井座長 ここで少年鑑別所が入っておりますのは、今日かなり鑑別所と少年院との連携の話なども職員の方からも出ましたので、そういうところで全体の少年矯正の流れのようなものを構想していく中で、各回における視察とかそういうふうなものを入れ込んでいったものなのですけれども。

○廣瀬委員 いや、だから僕はやることは決して悪いと思いません。

○本田委員 もうちょっと他の議論を増やすことはできますか。3回鑑別所にかけるんだった

ら、職員研修を増やしたほうがいいと思います。職員の状況を理解する必要がありますから。

○岩井座長 でも、6月は矯正研修所も入っておりますが。

○本田委員 あと保護観察が入っていないんですね。保護観察を最後つなげて、再犯しないところにつなげるという。

○毛利委員 この7回目の7月下旬の鑑別所における観護処遇のあり方というのは、これはいわゆる未決ですよ。未決の人をどう扱うかという問題に尽きるんですよ、これは。それを何か問題があるのでしょうか。もうちょっとしっかりとしたものが欲しいとか、そういう目的意識みたいなものがあるんですか。もしくは問題意識というか。

○少年矯正課長 今回の会議においては、少年院の運営をあらゆる角度から議論をしていただきたいと考えております。それを考えるに際しても、やはり少年鑑別所も少年院法という同一の法的基盤を有しておりますし、少年を収容して鑑別をして一定の処遇をする、あるいは職員育成のシステムも共通であり、そのような観点からも、少年鑑別所を含めて議論していただくことが望ましいものと考えております。

○毛利委員 鑑別所の。

○少年矯正課長 ええ、そうです。

共通項が多いということで同時に考えていただいたほうが非常に合理的といいますか、少年矯正全体の底上げにもつながっていくのではないかと考えております。

○総務課長 少年の身柄の動き方というのは、やっぱり鑑別所から入って少年院に行くわけですし、少年院で勤務している法務教官が鑑別所で勤務することも当然あり得ます、また、いわゆる観護とされる処遇をやる法務教官というのは、少年院と鑑別所を相互に人事としても入れかわるわけですので、当面、広島少年院のことが大きな問題になってこうやってはいるんですけども、やはり少年矯正一体としてとらえていただければと思います。少年院のことについて鑑別所のほうから言うべきことがあるでしょうし、あるいは少年院のほうから鑑別所のほうへ言うことがあるんじゃないかとも思うわけでございます。

仕事の上でも交流はもちろんありますけれども、やはり少年矯正として全体としてとらえたときに両方から見ていただいた方が、少年矯正課長が言ったように底上げが図れるんじゃないかという気持ちでございます。

○廣瀬委員 別に反対しているわけではない。順番の問題ですからね。そういう説明を前に前もってちゃんとしていただいたほうが、わかりいいんじゃないかということになることなんですよ。

○総務課長 それと職員の思いとしては、少年鑑別所を置いていかれるのも嫌だなという気持ちもあるものですから。

○毛利委員 どちらかというと、やっぱり審判で決まっていますから思い切ったことはできないというのは、原則として変わらないですね。

○総務課長 ただ、そうはいいながらも、やはり少年が入っていますので、4週間とかそんな間でも、彼らの健全育成を図るための処遇というのは期間が短くても必要なわけですから、そんな意味では十分共通……

○廣瀬委員 逆にもっと難しい面はあると思いますけれども。

○毛利委員 まだ審判で決定が出ていない少年に対して介入していいんですか、影山さん。要するに審判で決定が出る前に、健全育成のために介入して。

○影山委員 それはいろいろな考え方があります。確かにまだ未決です、大人で言えば。大人だったら触っちゃいけないんだろうと思います。だけれども、子どもの特性がありますので、やはり仮に有罪、無罪の部分で言えば、場合によっては最終的に無罪になるかもしれない少年であっても、様々な問題を抱えている少年である可能性はかなりありますから、子どもに対しては早い段階で、大人ができることはいろいろ考えて提供してあげるといふような意味合いはあると思います。

○毛利委員 それは日弁連的には大丈夫なんですか。日弁連は反対なのかと思っていたのですが。

○影山委員 少年院送致が決まった場合に、例えば抗告期間が終了するまではそういう意味では有罪、無罪まだ未確定であっても、少年院には送致をして子どもに対してのしかるべき措置を始めていくというのが少年法の基本的な考え方になっておりますから、そこはそれでいいだろうと思うし、それは多分、国際準則でも、そこはできるだけ早目に手当ては可能な限りで始めていこうというふうなことになっているかと思います。

○岩井座長 川崎先生はどうですか。

○川崎委員 特に法務教官の場合は、法務教官として採用して育成して、それがたまたま鑑別所がスタートだったか少年院がスタートだったかと。鑑別所スタートの人はどっちかというと鑑別所のほうに長く勤務する傾向はあるけれども、でも全然そうじゃない場合もあるわけで、そういう意味では一緒に議論していただいたほうがいだろうと思います。ただ、限られた時間の中でどう割り振りするかというのは、また問題が出てくるだろうと思います。

○影山委員 全体でそう多くない中でど真ん中に3つぐらいドドンと入っているのが、ちょっ

と目立つという。

○岩井座長 だからこのとき視察は入っているのですよね。

○廣瀬委員 視察はしたほうがいいですよね。

○影山委員 早目に見たほうがいいことは確かですね。

ついでに言えば、少年鑑別所では余り事故があったという情報に私どもは接したことがないんですが、そんなに大ごとではなくても、事故報告書みたいなものが出ているようなこともあるのであれば、それは事前にこういう議論をする前に、こんなことはあるんですよというのは教えていただければありがたいなと思いますけれども。

○徳地委員 あともう一件思いますのは、視察2の少年鑑別所と研修所に行くわけなんですけど、このとき担当の職員との意見交換というのは特別時間は持つことはできませんか。

○岩井座長 鑑別所視察の日程はどうなっていますか。

○少年矯正課長 それは御要望に応じてきちんと調整させていただくことにしたいと思います。

○廣瀬委員 鑑別所の難しさというのは、少年院と違った意味であると思うんですよ。だからいろいろ苦労していると思うんですよね。

○津富委員 さっきあらゆる観点から少年矯正を見直すと言われたんですが、シンプルに考えると少年院というのは、少年矯正でもいいんですけれども、子どもが立ち直ることを目指してやっているんですよね。しかし、少年院の最大の欠点というのは、少年が出院してからの状況がよくわからないということですよ。

だから、出てからの状況を聞いて、そこで聞いたことを学んで、僕らに照射してもう一回戻して、少年院はこういうところが足りないんだとか、少年院はこういうところを直さないと本当には出院後の役に立たないんだとかということがわかるということが、今回の会議では大切なんだと思います。

出院者を今度呼ばれるという話を、今、されていますけれども、少年院を見直すに当たって一番大事なのは、少年の資質の問題ではなくて、少年院が出院後に本当に役に立っているかに尽きると思います。

もう一つは、当たり前なんですけど、最大の利害関係者というのは、少年院では、少年そのものなので、今日は職員の方とお話をする機会があったんですけども、少年の目から見て、少年院はどうなんだろうということ自体が大事だと思うのです。例えば、職員にはどれだけ逆らえないものだとか、そもそも少年院は役に立っていると思うかとか、本音を言うかどうかは別の問題なんですけれども、でも本音を言うような構造にしなきゃいけない。偉い人がいっぱい

座っていると難しいかもしれませんが、でも、少年自身が発言する場を作らないと、本当の議論になっていかないんじゃないかなと思います。

例えば、今日も後ろにおられる皆さんの代わりに少年が座っているとしますよね。そうであつたら、僕らの発言は全然違ったんじゃないかと思うのです。最近の少年は「〇〇障害」が多いというような物言い自体が多分変わってくるでしょう。物の言い方（ラベリング）が変わってくるということは重要です。人によって態度を変えることは、正しいことじゃないと思いますが、少年がいれば、きっと、僕らはどう言うかをやっぱりすごく意識するでしょう。

要するに、セッティングが、僕らの発言だとか対話のあり方を決めているわけです。ですから、僕はいろいろと参加する人を変えてみるということ自体が、さまざまな観点から見直すということになると思うのです。そこで、少年という最大の利益集団が入らないのはおかしいし、入れていくのがいいんじゃないかなと思うんです。

○岩井座長 それでは、何か余り時間もありませんので、次の会議は少年の資質、職員の気質等の変化だけではなくて、そもそも少年院教育、矯正教育の理念とかそういうものを推進することにどういう問題があるのかという点をもっと皆さんで話し合ってくださいという、そういうこともテーマに入れながらやっていくことにいたしましょうか。

○毛利委員 少年はユーザーなんですかね。ユーザーとしてとらえたほうがいいですかね。

○廣瀬委員 というよりも、座長がおっしゃったことは、これはずっとテーマなはずですよ。だから当然だと思いますけれども。

○岩井座長 ただ、ここに、問題は変化だけじゃないじゃないかという御意見だったものから。

○廣瀬委員 だからこそテーマとしてある程度特定しないと、焦点を絞らないと準備もできないしということでしょう。だから僕は次回はこのテーマでいいんじゃないかと思いますね。さっきお願いしたようにできるだけデータを、関係ありそうなことを出していただくということで、もちろん手がかりですよ。

○影山委員 データも出していただいて、出院者からのヒアリングも第3回目で予定しているということなんでしょう。

○岩井座長 そうですね。

○影山委員 そうであれば、それは少年の変化だけをそこから聞くというのではなくて、やっぱり少年院を利用した方から少年院の利用勝手のよさ、悪さ、もうちょっとこういうのがあればとか、どういう点で出院するときしんどかったのかとか、そういうふうなお話が聞けたら、

それは有益だろうなど。

○津富委員 出てから何に困ったかですよね。そういう困ったことを聞けば、少年院がそこには対応できていなかったということですから。

○影山委員 それはそれでいいと思います。

○津富委員 そういうテーマはちょっと入れないと、今のテーマのままだと御本人に失礼だと思います。

○岩井座長 では、このテーマを挙げて議論をいたしますけれども、もっとほかにどんな資料を具体的に出してほしいというふうなものもありましたら、事務局のほうにまた出していただければ、できるだけ対応していただけたと思いますので。

○毛利委員 またメールでもお送りしますが、ぜひ今すぐに知りたいなと思うことを今申し上げておきます。

(1) 法務教官の勤務体制、当直の数、休日の数、先ほども出ました。

法務教官の給与体系、研修の中身、これは特に収容されている少年に対する見方はどのようにされているのか。少年院と法務教官は、少年をそもそもどんなふうに最初に位置づけて見ているのかというのが、それは法務教官の教育の中に必ずあるはずで、それはぜひ知ってみたいと思います。

(2) 戦後から現在までの少年に対する処遇、特に暴力や指導に関する法務省から少年院への通達の変遷、どんなふうに変えていったのかということをごぜひ見てみたいなど。探し出すのが大変でしょうけれども。

(3) 法務教官に行われている処遇技術、護身術とか逮捕術とか、どんなことを教えているのか。指導回数や時間はどんなものなのか。例えば1人の法務教官が現役中にそういうものを、何度どのように受講しているのかということはぜひ知ってみたい。

(4) 処遇技術と対照的に少年を理解するための心理学のようなものを、法務教官が指導や講座などをどのぐらい受けているのか。

(5) ベーシックなものでは、少年院内での法務教官の行動原則はどんなものが指導されているのか。

(6) 規律違反などの非常時における対応マニュアルが、もしあればそれはどんなものか。

(7) 収容少年をしかるときにの注意点、マニュアルがもしあるとすればどんなものか。

(8) 規律違反の種類。

(9) 規律違反のランキング。何が少年院で一番より悪いことなのかというのは、ぜひ知っ

てみたいような気がします。

(10) 規律違反に対応する少年院側のバラエティー。どんな懲戒の種類、どんな注意の仕方の種類があるか。

こういうのがわからないと、何か話している中身が大ざっぱなものになってわからなくなるような気がします。ぜひ知りたいと思っております。そこに多分、少年院の文化とか思想性が出てくると思います。

○岩井座長 それでは、可能な限り事務局で御対応いただくということで。

○毛利委員 メールで送ります。

○影山委員 全体の流れの中で、特に透明性確保のあり方について必要かなと思うのが、海外の少年院ないし少年矯正のあり方がどうなっているのかということについて、どこかで一度しかるべき方から教えていただけるような機会を設けていただけたらありがたいと思います。座長のほうにはできたら海外視察もなんて無理なことを書いてしまいましたが、そこまではいなくても、海外のほうの矯正制度についても一度は勉強してみたいと。

○岩井座長 矯正の職員の中で視察に行かれるという御予定はないのですか。

○総務課長 それは今のところございません。ただ、これまでに行ってそういった勉強をした者がいると思いますので、当たらせていただきます。

○少年矯正課長 これまでいろいろな国に派遣してまいりましたけれども、各国比較のできるような体系的な調査というのは余りないかもしれません。あるいは、そのような分野にお詳しい学識経験者にお話を聞くというような選択肢もあろうかと思えます。

○岩井座長 少年院は日本が育ててきた矯正教育ですからね。かなり海外と直接比較はできない部分はあるんじゃないかと思えます。

○津富委員 確認なんですけど、もし出院者の方が来られるんだったら、このテーマにプラスして、少年院は役に立ったかとか、何かそういうテーマを1つ付けていただければと思います。

○岩井座長 いろいろ聞いてみてよいのではないですか。

○津富委員 というか、そうしたテーマを具体的に入れてください。今のテーマでお呼びするのはやっぱり失礼だと思うので、今のテーマと合わせて、2つはテーマがほしいです。

○岩井座長 そうですか。

○津富委員 何か、いかにも患者のような。

○少年矯正課長 ここの表現ぶりにやや誤解を生じさせるような可能性があるということですね。

○津富委員 だから表現を変えていただけるといいなと思って、ゲストですからね。自分が呼ばれて行くなら、このテーマは嫌ですよ。

○総務課長 それから、申しわけありません、いろいろオーダーいただいた資料、あるものもないものがあると思います。それでもし100点満点の資料がそろわなくても、その点は御容赦いただきたいと思います。なるべく精いっぱいサンプリング調査とかいろいろな格好で御要望におこたえしたいと思うんですけれども、今ざっと聞いただけでも、難しいものもありますので、それはその点、御了解いただきたいと思います。

○毛利委員 対応マニュアルとかはあるんじゃないですか。それはないとおかしいですよ。

○少年矯正課長 各施設でいろいろと工夫したものはあろうかと思います。

○毛利委員 それで結構ですので、どんなふうにお互いに共通認識をみんなが持ってそれをやっているのか、それとも一人一人が勝手にやっているのかというのは大きく違うので。

○少年矯正課長 そうですね。次回以降にすべて提示することはなかなか難しいかと思われませんが、検討いたします。

○毛利委員 だんだんで結構です。

○岩井座長 よろしく願いいたします。

では、ほかに委員の皆さんから何かございますでしょうか。

それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会いたします。

次回、第3回会議は、3月18日木曜日に法務省で行います。そこでは、先ほど話題になったテーマでヒアリングと委員による議論を行う予定といたしますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

午後5時52分 閉会